

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年8月27日
【会計年度】	自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日
【発行者の名称】	ポーランド共和国 (The Republic of Poland)
【代表者の役職氏名】	財務省 財務次官 ピオトル・ノヴァク (Piotr Nowak, Undersecretary of State, Ministry of Finance)
【事務連絡者氏名】	弁護士 中村 慎二/浅井 茉里菜/田村 将人/一圓 健太
【住所】	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03)6775-1000
【縦覧に供する場所】	該当なし

- (1) 本書中の以下において、「発行者」とは、財務大臣により代表されるポーランド共和国国庫(The State Treasury of the Republic of Poland represented by the Minister of Finance、以下「国庫」という。)を指すものとする。本書中の「ポーランド共和国」、「共和国」または「ポーランド」とは、文脈により国庫または国庫としての意味を持たないポーランド共和国のいずれかを指す。
- (2) ポーランドの通貨はズウォティ(「PLN」)である。本書に記載の「米ドル」、「ドル」または「\$」は、特に記載ない限りアメリカ合衆国ドルを指す。なお文中「ユーロ」とあるのは、欧州連合におけるユーロ採用加盟国の通貨を指す。参考までに、当該通貨の為替レートは、1 PLN=28.41円、1米ドル=106.57円および1ユーロ=125.06円(2020年8月12日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)であった。
- (3) ポーランドの会計年度は12月31日に終了する。
- (4) 本書中の表で数値が四捨五入されている場合、合計は数値の総和と必ずしも一致しないことがある。
- (5) 本書中の表の中の数値であって括弧書きされているものは負の数値を表記するものである。

第1 【募集(売出)債券の状況】

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末 の未償還額	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品取引 業協会名
第4回ポーランド共和国 円貨債券(2005)	2005年11月18日	500億円	なし	500億円	—
第6回ポーランド共和国 円貨債券(2006)	2006年11月14日	600億円	なし	600億円	—
第7回ポーランド共和国 円貨債券(2007)	2007年11月16日	500億円	なし	500億円	—
第13回ポーランド共和国 円貨債券(2012)	2012年11月8日	100億円	なし	100億円	—
第15回ポーランド共和国 円貨債券(2013)	2013年11月15日	100億円	なし	100億円	—

第 2 【外国為替相場の推移】

(1) 【最近5年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

該当なし。

(2) 【当会計年度（又は事業年度）中最近6月間の月別為替相場の推移】

該当なし。

(3) 【最近日の為替相場】

該当なし。

第3 【発行者の概況】

1 【発行者が国である場合】

(1) 【概要】

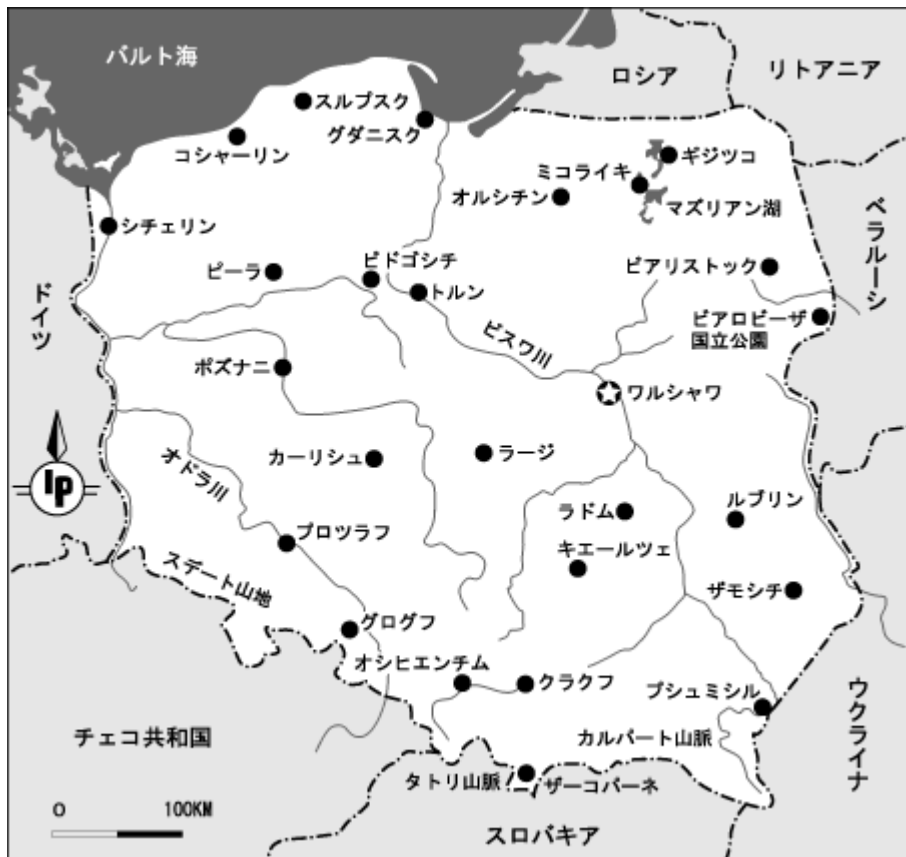
a 地域および人口

概況

ポーランドは、国土（陸地、内水および領海から成る）総面積322,719平方キロメートルの中央ヨーロッパ最大国の一つである。バルト海沿岸に位置するために770キロメートルにわたる海岸線を有し、またドイツ、チェコ共和国、スロバキア共和国、ウクライナ、ベラルーシ、リトアニアおよびロシア連邦と国境を接している。ポーランドの地形は大部分が低地であり、北部から中部地帯にかけて主要河川であるビスワ川が流れ、その随所に湖水、河川、沼地が点在している。また南部には、タトラ山地をはじめとする山々が広がっている。ポーランドは、94,341平方キロメートル超の森（陸地全体のおよそ30.2%）と136,350平方キロメートルの耕地（陸地全体のおよそ43.6%）を有している。

ポーランドはまた、2019年現在約38.4百万人の国民を擁し、人口の点からも中央ヨーロッパ最大国の一つである。人口密度は1平方キロメートル当たり約123人で、うち都市部の人口がおよそ60.1%を占めている。ポーランドの首都である最大都市ワルシャワの人口は推計1.778百万人である。この他にも、15にのぼる主要都市のそれぞれが、20万人を超える人口を抱えている。

ポーランドは、民族的にも宗教的にも均質な国家である。人口の約97.1%はポーランド民族であり、約98.2%がポーランド語を母国語として家庭内で用いる。少数民族としてはドイツ民族が最大の約148,000人となっており、主にシレジア地方に集中して居住している。より少数の民族または国民のグループは、ベラルーシ、ウクライナ、リトアニア等の隣国と文化面での結びつきが強い。また人口の約94%が、ローマ・カトリック教徒であると推計されている。



b 憲法、政府および政党

憲法制定および政治制度

1997年に採択された憲法に基づき、任期を4年間とする二院制議会（セナット（Senate）と呼ばれる上院と、セイム（Sejm）と呼ばれる下院により構成される。）が、総選挙により選出される。下院の議員数は460名、上院は100名である。通常下院の選挙は比例代表制を用いて行われ、政党が議席を獲得するには、選挙民による投票の5.0%（連立政党の場合は8%）以上を要すると規定されている。憲法の定めにより、ファシスト政党、共産主義政党および人種差別政党は禁じられている。またいかなる立法も、上下両院による承認と、大統領の署名が必要となる。下院はまた、議員の過半数の賛成決議をもって上院の決議を却下し、議員の半数以上が出席する議会の6割以上の賛成決議をもって大統領の決定を却下する権限がある。大統領（上院または下院のいずれかの承認がある場合に限られる。）は、国家の基本重要事項に関しては国民投票の実施を請求することができる。

憲法はまた、国の通貨価値（ポーランドズウォティ）の維持に責任を負う中央銀行であるポーランド国立銀行（NBP）の独立性を定め、これに金融政策の策定・実施についての排他的な権限を与えている。この憲法に従い、政府は、結果的に公債が国内総生産（GDP）の60%を超えることとなる金額の借入れ、保証または国債の発行を禁じられている。また、公債がGDPの43%、48%または55%を超える場合に適用される予算関連の要件が定められている（「第3.1.(6) 公債－債務管理」の項参照。）。憲法第220条第2項により、予算不足額のNBPによる補填を予算法に定めることは認められていない。これらの制限は、ポーランド財政の健全性を守るために設けられたものであった。

憲法の定めにより、大統領は直接選挙により任期を5年間として選出され、再選は1回のみ可能である。大統領の権限には、立法の提案、特定の立法行為に対する拒否権の発動、および特定の場合における議会の解散が含まれる。ただし、大統領による議会解散権は、下院が年度予算法を政府から受領後4ヶ月以内に、署名のために大統領に提出するのを怠った場合、または下院が、憲法に規定される方法により政府を指名した後に、信任を行わなかった場合に限定される。大統領は、軍隊を指揮し、外交において国家を代表し、最高裁判所の裁判官（全国司法評議会の要請に応じて）および主席長官（最高裁判所裁判官総会により提示された候補者の中から）を任命し、また首相およびNBPの総裁を指名する権限を有している（これらはすべて、下院による承認を要する。）。

首相は、閣僚会議の議長であり、政府の組成（下院による信任投票を要する。）に責任を負う立場にある。

ポーランドは16の県（voivodships）に分割されている。各県は、政府の任命を受け、県レベルで政府を代表する知事（voivode）によって代表されている。また、独立した地方自治は、県、郡（poviats）、グミナ（gminas）の三層からなっている。上位機関である16の県には、政府任命の知事と共に地方自治政府が置かれる。中間的機関として、郡（poviats）である314の郡（counties）および郡（poviats）と同等の地位を有する66の都市、ならびに地方の選挙で選出された地方政府の基本単位として2,478のグミナ（郡（poviats）と同等の地位を有する66の都市を含む。）が存在する。自治当局は、一般選挙により選出される。地方自治体はすべて、財政上、相互にもまた政府からも自治権を有し独立している。首相がそれらの活動を制限することができるのは、国家法に抵触する場合に限定されている。地方自治体は、国家税収の分配と、地方税および手数料等の自己の収益により財源を確保している。グミナには、憲法に基づき、他の公的機関には付与されていない権限の行使が認められている。

司法権は、最高裁判所ならびに普通裁判所（控訴裁判所、地方裁判所および下級裁判所）、行政裁判所（最高行政裁判所および県行政裁判所）および軍事裁判所に与えられている。これとは別に、憲法上の問題に係る一切の事項について管轄権を有する憲法裁判所が設けられている。

現行政府および政治

直近の大統領選挙は、2回の投票を経て2015年5月24日に終了した。選挙を争った2名の候補者は、市民プラットフォーム党（PO）のブロニスワフ・コモロフスキ氏（ポーランド前大統領）と、法と正義党（PiS）のアンジェイ・ドゥダ氏（元ポーランド共和国大統領府國務次官および欧州議会議員）であった。アンジェイ・ドゥダ氏が得票率51.55%で選挙に勝利し、2015年8月6日に大統領に就任した。次回の大統領選挙は、2020年に行われる予定である。

直近の議会選挙は2019年10月13日に行われた。この選挙後の得票率は、法と正義党（PiS）とその統一右派連合が43.59%、市民プラットフォーム党（PO）とその市民連合（KO）が27.40%、左派（旧称 民主左派同盟）が12.56%、ポーランド農民党（PSL）とそのポーランド連合が8.55%、自由独立連盟（連盟）が6.81%であった。与党PiSは、下院では過半数の議席を維持したものの、上院では野党に過半数を奪われた。PiSの43.59%という得票率は、1989年にポーランドが民主化して以来、一党の得票率として最高であった。この選挙以前から首相を務めていたマテウシュ・モラウィエツキ氏が、2019年11月以降も現内閣を率いている。次の議会選挙は、2023年に行われる予定である。

以下の表は、2015年10月25日の選挙結果及び2019年10月13日の選挙結果を示すものである。

2015年10月25日の選挙結果		2019年10月13日の選挙結果	
下院	議席数	下院	議席数
法と正義(PiS)	235	統一右派連合(PiSを含む。)	235
市民プラットフォーム(PO)	138	市民連合(KO)	134
クキズ15(Kukiz'15)	42	左派	49
ポーランド農民党(PSL)	16	ポーランド連合	30
現代ポーランド(Nowoczesna)	28	連盟	11
民主左翼連合(SLD)	—	無所属（ドイツ系少数派）	1
みんなの運動(TR)(旧パリコト運動)	—	合計	460
ポーランド連帯(Solidarna Polska)	—	上院	議席数
左派民主主義者(LiD)	—	統一右派連合(PiSを含む。)	48
無所属	1	市民連合(KO)	43
合計	460	ポーランド連合	3
上院	議席数	左派	2
法と正義(PiS)	61	無所属	4
市民プラットフォーム(PO)	34	合計	100
ポーランド農民党(PSL)	1		
無所属	4		
合計	100		

出典：下院および上院

直近では2018年11月に地方選挙が行われたが、地方委員会と主要政党の間で票が割れた。二大政党では、法と正義党（PiS）は国全体の34.13%の票を得て地方議会の552議席中254議席を獲得した一方、市民プラットフォーム党（PO）は国全体の26.97%の票を得て地方議会に194議席を獲得した。

次の地方選挙は、2023年に行われる予定である（地方の公職者および議員の任期は、2018年に行われた直近の地方選挙の当選者から適用されるものとして、4年から5年に延長された。）。

c 国際関係および地域協定

国際関係

ポーランドは、国際連合の原加盟国で、大半の国際機構に所属しており、189の国家と国交を有している。また1967年には、関税と貿易に関する一般協定（GATT）に加盟し、これを継承する世界貿易機構（WTO）においても会員となっている。1986年、ポーランドは、1950年に脱退していた世界銀行として知られる国際復興開発銀行（IBRD）および国際通貨基金（IMF）に再度加盟した。1987年以来、ポーランドは国際金融公社（IFC）および国際開発協会（IDA）の会員でもある。1990年には、多数国間投資保証機関（MIGA）の会員となった。さらに、欧州復興開発銀行（EBRD）においては設立時から参加している。そして1996年には、ポーランドは経済協力開発機構（OECD）の正会員となった。2004年には、EUに加盟して欧州投資銀行（EIB）に加入し、また1998年に、欧州開発銀行評議会（CEB）にも加盟している。1999年3月12日、ポーランドは北大西洋条約機構の加盟国となった。また、アジアインフラ投資銀行（AIIB）の創設メンバーでもある。

地域協定

欧州連合（EU）への加盟

ポーランドとその他9ヶ国の加盟候補国は、2003年4月16日、アテネにおいてEUとの加盟条約（「加盟条約」）に署名した。加盟条約は、EU全加盟国および加盟候補国により批准され、2004年5月1日に発効した。

EUへの加盟により、ポーランドは、EUの立法および意思決定プロセスに参加できるようになり、また、EU法（EUの条約、規則、指令および決定（EUの司法判断を含む。）等）に拘束されることとなった。欧州議会議員選挙においては、ポーランドは、アイルランド、イタリア、フランス、オランダ、ベルギーおよびドイツと同様に選挙区に分化されている。

2019年の欧州議会議員選挙直後のポーランドの欧州議会議員数は、51名であったが、2020年1月31日の英国のEU脱退を受けて同国の議席が再配分され、2020年2月1日、52名に増加した。かかる議員の大多数が欧州保守改革グループ（Group of European Conservatives and Reformists）または欧州人民党グループ（Group of European People's Party）に属している。次回の欧州議会議員選挙は、2024年5月に行われる予定である。

ポーランドは、EU加盟国として、経済通貨同盟（EMU）における国家財政政策の協調に関する規則に基づく枠組みである安定成長協定（The Stability and Growth Pact）を遵守する必要がある。かかる協定は、EMUが適切に機能するための重要な要件である健全な国家財政の確保のために定められたものである。

ポーランドのユーロ導入は、期限は定められていないものの、加盟条約により義務付けられている。通貨をユーロに切り替えるためには、名目的および法的な収斂基準の達成（欧州為替相場メカニズム（ERM II）への参加等）が必要となる。ポーランドのユーロ圏への実質的な収斂の度合い（1人当たりGDP基準）は、先進EU加盟国のそれを下回っている。近年では景気循環が比較的安定して連動しているものの、ポーランドの経済構造は、ユーロ圏のそれとは異なっている。この経済構造の違いは、ポーランドでは、ユーロ圏と比べて農業、工業および建設業がGDPに占める割合が高いことに起因している。また、ユーロ圏と比べると、金融仲介や科学活動がポーランド経済に占める割合は低い。こうした事情により、ポーランド経済は、ユーロ導入によりマイナスのショックを受けるおそれがある。

EMUは近年、その構造の完成と長期的な安定性の向上を目的とする大幅な改革を行っている。その結果や今後の経済情勢に関して不確かな部分が多いため、ユーロ導入の目標期日もERM II参加の確定的な期日も未定となっている。

ポーランドは、すべてのEU加盟国と同様にEU理事会による多角的監視の対象となっており、また、収斂プログラムを毎年作成する義務を負っている。収斂プログラム（ユーロ導入国の場合は安定性プログラム）は、各加盟国およびEU全体における経済発展の監視のほか、各加盟国の経済政策とEUによる提言との適合性の検証を目的とするものである。

収斂プログラムには、財政政策、経済見通しの基礎となる主要な前提条件、および経済政策措置の評価ならびにこれらが予算に及ぼす影響が記載される。この情報は、現行年度および前年度について発表されるとともに、今後3年間の予測も記載される。

2020年4月28日、ポーランドは、収斂プログラムの最新のアップデートを公表した。欧州委員会のガイドラインに従い、収斂プログラムの2020年版アップデートは、COVID-19の発生により内容を限定し、COVID-19の感染拡大に関連して講じた危機管理措置の結果を示したものとなっている。2020年版アップデートによると、ポーランドの経済活動の水準は2020年第2四半期に低下し、2020年のGDPは、1990年代以降初めて減少に転じて3.4%減となる見通しである。個人消費および投資（とりわけ中央政府・地方政府以外による投資）は減少すると予想されている。経済の全体的な悪化は、労働市場および税収にも影響を及ぼすことが見込まれる。2020年のインフレ率は、平均2.8%と予想されている。COVID-19発生の影響への対応に関して生じた費用により、一般政府部門の財政赤字は、2019年のGDP比0.7%から、2020年にはGDP比8.4%に増加し、一方で、一般政府債務の対GDP比率は、2019年の46.0%から、2020年には55.2%に増加する見通しである。収斂プログラムの2020年版アップデートによると、2021年には、GDPは、2020年における減少のペースを上回るペースで回復すると予想されている。

EU資金の流入

ポーランドがEU加盟国となって初めの何年かで最も重要な事項の一つは、EUとの協調融資によるプロジェクトを効果的に実施することであった。これは、富裕なEU加盟国に対し、EU加盟国間の経済的・社会的発展の格差解消のために、発展途上にある加盟国の支援を行うことを義務付ける欧州連帯の原則に沿ったものである。ポーランドのEU加盟は、際立ったEU資金の流入につながり、2004年5月から2020年2月までの期間におけるEUからの資金の流入は約1,795億ユーロ（主にEU結束政策に関するイニシアチブに係る構造基金およびEUの共通農業政策に基づく支払いから）であった。これに対し、かかる期間にEUに対してポーランドが提供した「独自財源（Own Resources）」のための支払金は約583億ユーロであった。かかる期間における、EUからの資金の純流入は約1,210億ユーロであった。以下の表は、当該期間におけるポーランドへのEU資金の流入に関する情報を記載したものである。

ポーランドへのEU資金の流入は、以下に示すとおりである。

EU資金の流入

（単位：百万ユーロ）

EU資金の流入	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年 2月29日に 終了した 2ヶ月
結束政策	5,180.6	7,077.9	11,055.5	11,399.2	1,090.8
共通農業政策	4,522.5	3,981.9	4,260.0	4,494.7	2,607.8
その他の資金	273.3	92.7	443.3	451.0	12.8
合計	9,976.4	11,152.6	15,758.9	16,284.9	3,711.4

出典：財務省

以下の表は、2004年5月から2020年2月までの期間におけるEU資金の用途に関する情報を記載したものである。

（単位：百万ユーロ）

経常支出	80,874.2
資本的支出	98,589.9
合計	179,464.1

出典：財務省

以下の表は、当該期間におけるEU資金の予想流入に関する情報を記載したものである。これらは、現在のEU予算に基づく予想額であり、EUが以下に記載する資金を提供することに関する法的な約定を反映したものではない。

EU資金の将来的な予想流入額

EU資金の将来的な予想流入額	(単位：百万ユーロ)	
	2020年	2021年
共通農業政策	4,748.4	5,068.8
結束政策	10,581.3	13,116.2
出典：財務省		

以下の表は、当該期間におけるポーランドによるEU予算への拠出（具体的にはEUへの「独自財源」のための支払金）に関する情報を記載したものである。

独自財源のための支払金

	(単位：百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年 2月29日に 終了した 2ヶ月
独自財源のための支払金					
国民総所得関連の支払金	3,003.4	2,024.7	2,900.7	3,180.8	929.7
VAT関連の支払金	555.4	570.8	547.7	742.6	279.8
従来独自財源のための支払金	604.5	645.2	748.9	830.1	120.2
リベートおよび調整額	330.1	316.6	269.8	296.1	85.2
合計	4,493.4	3,557.3	4,467.1	5,049.6	1,414.9
出典：財務省					

d 国際金融機関との関係

ポーランドは、世界銀行、EIB、EBRDおよびIMF等、様々な国際金融機関に加盟している。2019年12月31日現在、これら国際金融機関に対するポーランドの債務は148億ユーロとなっており、これは国庫が負う対外債務総額の24.6%に相当するものである。

世界銀行

2019年12月31日現在、世界銀行に関するポーランドのエクスポージャーは、元金返済を除くと、70億ユーロに達している。

欧州投資銀行（EIB）

2019年12月31日現在、EIBのポーランドの借り手に対する約定額は729億ユーロであり、うち566億ユーロ超が実行済みである。2019年12月31日現在、EIBのポーランドの借り手に対するエクスポージャーは、元金返済を除くと、326億ユーロである。

2015年第2四半期、EIBグループと欧州委員会の共同出資により、欧州戦略投資基金（EFSI）が設立された。EFSIは、EU全体におけるインフラ・イノベーション関連プロジェクトへの投資を促進するとともに、中小企業および中堅（mid-cap）企業（SME）の資金調達を支援することを目的としている。ポーランドはこの計画を実施しており、EFSIの下で複数のプロジェクトの資金を調達した。

2019年12月31日現在、ポーランドでは、インフラ・イノベーション枠の下で59件のプロジェクトが承認され、その資金調達額は総額37億ユーロ、動員されたEFSI関連の投資額は合計164億ユーロに上っている。

また、SMEの資金調達に関し、ポーランドでは、金融仲介機関（銀行、投資ファンド）との間で13件の契約が締結され、その資金調達額は総額2.1億ユーロとなっている。

欧州復興開発銀行（EBRD）

ポーランドにおける営業開始以来、EBRDはポーランド経済の様々な部門（企業、金融機関、インフラおよびエネルギー）に関する431件近くのプロジェクトに対して103億ユーロ超（2019年12月現在）を投資してきた。EBRDによる投資の大部分に当たる約93億ユーロが、民間部門に対する投資であった。EBRDのポーランドに関する現在のポートフォリオ・プロジェクトの額は、30億ユーロ近くに上っている。

国際通貨基金（IMF）

ポーランドは、IMFの特別データ普及システムの会員であり、経済・財務データを公開するに当たって適用される慣行や基準を遵守している。現在IMFは、ポーランドとの間で12ヶ月毎に通常の第4条協議を行っている。

IMF理事会は、2019年1月18日にポーランドとの直近の第4条協議を終結させた。この協議では、ポーランド経済の力強く持続的な拡大、不均衡の水準の低さ、および社会的成果の向上が確認された。ポーランドの経済成長は、ユーロ圏における活動の回復、EUからの資金移転の増加および新たな大規模社会給付プログラムの恩恵を受けた。失業率が歴史的に低い水準にある中、外国人労働者の流入により潜在生産力が拡大され、それがインフレ圧力を緩和する一助となった。IMFの報告によれば、健全な政策の枠組みを堅持したことが、財政および対外面の脆弱性を徐々に減少させ、金融の安定を保護して、投資家の信頼を確かなものにするとともに、ポーランドの金融市場が、2018年前半に一部の新興経済国に影響を及ぼした混乱を回避したことにつながった。IMFの報告によれば、引当金の水準は適切であり、対外ポジションは、中期的なファンダメンタルズおよび望ましい政策に合致している。

国際開発協会（IDA）

1988年以降、ポーランドはIDAに加盟し、資金を提供している。IDAは、世界の最貧国に対して特恵的な長期貸付を行っている。2020年1月31日現在、IDAに対するポーランドの出資額は40.4百万SDRおよび17.3百万ユーロに達しており、うち37.8百万SDRおよび4.7百万ユーロが払込済みとなっている。ポーランドは、IDAの多国間債務救済イニシアチブにも参加している。2020年1月31日現在、ポーランドは37.0百万ズウォティを約定済みで、10.7百万ズウォティを払込済みである。

北欧投資銀行（NIB）

ポーランドは北欧投資銀行（NIB）の加盟国ではないが、その資金を利用している。2019年12月31日現在、NIBのポーランドの地方政府および民間部門の事業体に対する貸付額は約396.2百万ユーロであった。

欧州開発銀行評議会（CEB）

ポーランドは、1998年にCEBに加盟した。2019年12月31日現在、CEBが承認したポーランドに対する新規貸付額は58億ユーロで、うち44億ユーロが既に実行済みとなっている。国庫に対するCEBのエクスポージャーは、212百万ユーロに達している。2019年中にCEBが承認したポーランドに対する新規貸付額は、340百万ユーロである。

アジアインフラ投資銀行（AIIB）

ポーランドは、2016年6月15日、AIIBの創設メンバーとなった。AIIBへの参加は、ポーランドのアジアとの経済的・政治的連携を強化するとともに、計画されているポーランド企業のアジア進出にもつながる可能性がある。ポーランドは、AIIBの株主および欧州地域メンバーとして、同銀行のガバナンスに参加し、同銀行の活動や戦略の方向性に影響を及ぼしている。AIIBの資本金に対するポーランドの出資持分は831.8百万ドルであり、これは議決権の0.98%に相当する。ポーランドは現在、AIIBからの借入れは行っていない。

主な国際条約

EUへの加盟以来、ポーランドはEU条約の規定に従い通商政策を執り行っている。EUは、EU加盟国間における関税同盟と、とりわけ共通関税、共通貿易体制、ならびに統一的な貿易自由化措置および貿易防御手段の実施に関する非加盟国に対する共通通商政策を有している。ポーランドは、EUが非加盟国との間に締結したすべての通商協定の当事者である。

EU加盟条約は、EU条約およびEUの機能に関する条約とともに、経済、貿易、サービス、資本および労働力の移動ならびに投資の促進および保護等に対する規制の法的根拠となっている。

ポーランドは、2017年6月に税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多国間条約（MLI）に署名しており、2020年後半までにMLIを批准する予定である。MLIは、OECD／G20の税源浸食および利益移転（BEPS）プロジェクトの結果を世界中の二国間租税条約に取り入れることにより、既存の国際課税ルール間のギャップを解消するための解決策を各国政府に提供するものである。MLIにより、二重課税を排除するために締結された数千にも及ぶ二国間租税条約の適用方法が変更される。

(2) 【経済】

ポーランドは、38.4百万人を超える人口を擁し、EUの全中欧・東欧加盟国のうち最も人口の多い国（EU全体では第5位）である。ポーランド経済の強みとして、非金融企業および世帯の民間債務は比較的低い水準にあり、通貨体制は柔軟である。また、ポーランドの輸出および経済は1つの部門のみに依存しておらず、国内市場は広範である。銀行部門は十分な資本、流動性および利益性を保っており、マクロ経済政策は、長期的に、高くかつ持続可能な成長を維持することを目標としている。2004年のEU加盟以来、ポーランドはEUの構造基金から大きな恩恵を受けており、政府はこれにより、インフラ・社会開発に着実に投資することができている。EU基準への適応は、ポーランドの近代化を後押ししてきた。

ポーランド経済の最大の構成部分はサービス部門（65%）であり、工業および建設業（33%）ならびに農業（2%）の各部門がこれに続いている。

強固なマクロ経済の基礎的条件および政策の枠組み、多大かつ多様な国内需要、ならびに柔軟な財政政策により、ポーランドはEUで唯一、2007年以降の世界的な経済・金融危機の間も景気後退を回避し、2008年から2019年にかけて50%（平均年間GDP成長率約3.5%）の成長を遂げた。現在、ポーランドはEU第6位の経済国であり、好調な民間部門、国際競争力のある輸出中心企業、および教育水準が高く技能に優れた人的資本を有している。

ポーランドの金融政策の枠組みは、憲法およびポーランド国立銀行（NBP）法に規定されている。NBPは、金融政策の実施について責任を負っており、金融政策は、物価の安定を維持するとともに、政府の経済政策を支援することを基本方針とするものである。金融政策委員会（NBPの独立した意思決定機関）（MPC）は、20年にわたり、直接インフレ目標戦略の下で金融政策を実施している。2004年には、MPCは、2.5%（対称許容偏差±1%）のインフレ目標を採用した。金融政策の戦略の原則およびインフレ目標の水準は、これ以降変更されていない。

2004年から2019年までの間、ポーランドの平均消費者物価指数（CPI）は2%で、NBPのインフレ目標に合致していた一方、平均コア・インフレ率（食料およびエネルギーの価格を除いたCPI）は1.3パーセントであった。

以下の表は、当該期間に関する特定のマクロ経済的統計を示したものである。

	2004年	2008年	2017年	2018年	2019年
(以下において、現行価格、1人当たり購買力基準 (PPS))					
1人当たりGDP	11,290	14,470	20,750	21,770	不明
(以下において、対GDP比率 (%))					
個人消費	64.2	61.8	58.3	58.1	57.3
公共消費	18.3	18.6	17.7	17.8	17.9
投資	18.3	23.1	17.5	18.2	18.6
輸出	34.3	37.9	54.3	55.5	55.8
輸入	36.9	42.9	50.2	52.0	50.5
付加価値：					
工業	22.6	21.9	22.3	21.9	21.9
建設業	6.4	7.2	6.2	6.7	6.8
商業および自動車修理業	16.4	15.9	15.4	15.4	15.4
(以下において、合計=100)					
雇用構造 (LFS(1)、15歳以上)：					
農業	18.2	14.3	10.2	9.6	9.1
工業および建設業	28.9	32.5	31.5	31.7	32.0
サービス業	52.7	54.4	57.9	58.3	58.4
(以下において、%)					
労働力率 (LFS(1)、15歳以上)	54.4	54.2	56.4	56.3	56.2
雇用率 (LFS(1)、20-64歳)	57.0	65.0	70.9	72.2	73.0
失業率 (LFS(1)、15-74歳)	19.1	7.1	4.9	3.9	3.3
1人当たり労働生産性 (EU27ヶ国=100(2))	-	62.5	74.9	76.8	不明
CPI	3.5	4.2	2.0	1.6	2.3
コア・インフレーション	1.7	2.3	0.7	0.7	2.0
(以下において、百万ユーロ)					
外貨準備高	26,967	44,139	94,550	102,268	114,511
(以下において、対GDP比率 (%))					
国際投資ポジション	(45.1)	(46.8)	(62.4)	(55.3)	(50.5)
CAB	(5.5)	(6.7)	0.1	(1.0)	0.5
非金融部門への融資：					
非金融企業	12.5	16.9	15.8	15.9	15.3
世帯	11.8	28.7	33.3	33.3	33.0

出典：EU統計局、NBP、ポーランド統計局、独自の計算

留意事項：手法の変更のため、労働市場に関するデータは完全に比較可能ではない。

注記：

(1) LFS—労働力調査

(2) 2020年2月以降、EU27ヶ国（英国を除外）

a 現在の経済実績

ポーランドの2019年の経済実績は堅調で、GDP成長率は（2017年および2018年の約5%からわずかに低下し）4.1%であった。国内需要が、主な成長要因となった。好調な労働市場、強い消費者信頼感および新たな社会給付プログラムにより、家計消費がGDP成長に寄与した。家計消費は、2018年の4.2%増に対し、2019年には3.9%増となった。この減少は、主に家計貯蓄率の上昇によるものである。投資は、2019年に7.2%増加した。2018年とは対照的に、主に一般政府部門外の投資が、投資の伸びを牽引した。純輸出もプラスの寄与をしたものの、外需の低下により、輸出の伸びは鈍化した。

インフレ率は、2019年中、緩やかに上昇した。高い経済成長と賃金上昇圧力の遅延的影響は、主にサービス価格の上昇ペースの加速により、コア・インフレ率（食品およびエネルギーを除くCPI）の上昇をもたらした。2019年下半期における食品価格の大幅な上昇は、主に供給要因によるものであった。一方で、エネルギー価格のインフレ率は、ベース効果および世界的な原油価格の下落によって2019年下半期に低下し、マイナスに転じた。これらの結果、全体的なCPIインフレ率は、前年の1.6%に対し、2019年には平均2.3%となった。2020年第1四半期、ポーランドのインフレ率は4.5%に上昇した。主な上昇圧力となったのは、住宅、水道、電力、ガスおよびその他燃料（2019年12月の2.0%に対し、2020年3月には7.5%）、食品および非アルコール飲料（同6.9%に対し、8.0%）、ならびにアルコール飲料およびタバコ（同1.6%に対し、4.3%）であった。

2019年の経常収支はプラスで、GFP比0.5%となった。これは主に、貿易収支の改善（GDP比0.5%）によるものであった。経常収支への主なマイナスの影響は、依然として、第1次所得要素（主に外国直接投資家の所得）（GDP比マイナス4.4%）であった。

MPCは、2015年3月から2019年12月まで、NBPの金利を据え置いている。

以下の表は、2019年までの5年間にに関する特定のマクロ経済的統計を示したものである。

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	(以下において、実質成長率(%))				
GDP	3.8	3.1	4.9	5.3	4.1
総消費	2.8	3.5	4.1	4.3	4.1
個人消費	3.0	3.9	4.5	4.5	3.8
投資	6.1	(8.2)	4.0	9.4	7.2
	(以下において、GDP成長率への寄与(%ポイント))				
国内需要	3.2	2.3	4.6	5.3	2.9
純輸出	0.6	0.8	0.3	0.0	1.2
	(以下において、%)				
雇用成長率(LFS(1)、15歳以上)	1.4	0.7	1.4	0.4	(0.1)
失業率(LFS(1)、15-74歳)	7.5	6.2	4.9	3.9	3.3
CPI	(0.9)	(0.6)	2.0	1.6	2.3
NBP基準金利(年末現在)	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50
	(以下において、対GDP比率(%))				
CAB	(0.6)	(0.5)	0.1	(1.0)	0.5

出典：ポーランド統計局、NBP、EU統計局、財務省

注記：

(1) LFS－労働力調査

b リスク

ポーランドのGDP成長に関する主なリスク要因は、とりわけユーロ圏の経済実績を含む外的環境に関連している。ポーランドは、ドイツのサプライチェーンへの参加を含め、貿易および財務に関してユーロ圏と強いつながりを有しているため、主要貿易相手国において生じたショックの影響を受けやすい。ユーロ圏における成長率の更なる低下は、ポーランドの輸出および投資に悪影響を及ぼし、最終的にはポーランドの経済成長に悪影響を及ぼすおそれがある。短期的には、外的環境によるダウンサイド・リスクは、主に地政学的緊張の高まりおよび保護主義政策に起因している。これらに加えて、欧州以外の主要国が進めるマクロ経済政策に関する不確実性もリスク要因となっている。

c 対内直接投資

ポーランドへの対内直接投資

対内直接投資の内訳は、直接投資事業体の株式の取引（株式の購入を含む。）、収益の再投資および債券類の取引の残高であった。

ポーランドへの対内直接投資額は、企業および銀行により提供されたデータに基づいている。対内直接投資に関する年間値は、外国直接投資に関する新たなOECDベンチマーク定義（第4次改訂）に従って設定されている。

以下の表は、ポーランドへの対内直接投資を表している。

(単位：百万ユーロ)

	対内直接投資の構成要素			
	株式	収益の再投資	債券類	合計(純額)
2014年	3,177	6,198	1,380	10,755
2015年	5,229	6,966	1,563	13,758
2016年	1,776	8,549	3,855	14,181
2017年	(938)	9,172	(92)	8,142
2018年	2,616	8,864	339	11,818

出典：NBP

2018年、ポーランドへの対内直接投資は118.18億ユーロ（純額）となった。EU諸国からの対内直接投資は109.89億ユーロで、オランダおよびルクセンブルクからの直接投資が中心であった。EU以外の国からの対内直接投資は829百万ユーロ（純額）で、スイスからの直接投資が最大であった。

2018年における対内直接投資は、主に（i）8,864百万ユーロの収益の再投資、（ii）2,616百万ユーロの株式の純流入、および（iii）339百万ユーロの債券類に対する資本（その他の資本）の純流入に起因するものであった。

d 社会保障制度

年金制度改革

2012年、政府は包括的な年金改革を導入し、この改革は2013年1月1日に施行された。変更内容には、とりわけ、男性の定年を65歳から67歳に、女性の定年を60歳から67歳に引き上げることが含まれた。現政府および現大統領のアンジェイ・ドゥダ氏は、改革のこの側面を覆し、女性は60歳、男性は65歳という従前の定年制を復活させる意向を表明した。その結果、2017年10月1日に施行された健康保険基金からの年金に関する法律およびその他特定の法律を改正する法律により、女性は60歳、男性は65歳という従前の定年制が復活した。

2019年1月1日には、従業員資本制度 (*Pracownicze Plany Kapitałowe*) を創設する新法案が施行された。この新たな共通民間長期貯蓄制度の導入は、持続可能な開発に関する政府の戦略の一環である。同法案は、従業員数が250人を超える雇用者に対し、2019年7月1日以降、従業員資本制度の設置を義務付けており、他の経過規定に従うことを条件として、2021年1月1日以降、すべての従業員がかかる義務の対象となる。

従業員資本制度は、雇用者においては義務的（ただし、小規模企業の場合は免除の可能性がある。）、従業員においては任意的である。従業員は、制度に加入するか否かを選択できる。従業員は、制度からオプトアウトすることを明確に選択し、かつ、オプトアウトする旨の選択を定期的に更新しない限り、自動登録により、自動的にプログラムにオプトインされる。拠出金は、雇用者および従業員の双方が支払う必要がある。雇用者が支払うべき基本拠出額は、従業員の給与の1.5%で、さらに任意で2.5%の追加拠出が可能であるのに対し、従業員による拠出額は、給与の2%で、さらに任意で2%の追加拠出が可能である。また、加入者は、国から250ズウォティの加入一時金および240ズウォティの年次補足拠出金を受け取る。従業員の従業員資本制度への加入継続を促すために、いくつかの財政的インセンティブも設けられている。それらの目的は、ポーランド人のための退職金積立および年金保障の全体的なプール額を増やすことにある。ポーランド開発基金のデータによれば、大企業（従業員数250人以上）の従業員の加入率は、39%に上っている。

社会的支出イニシアチブ

2016年第2四半期、政府は、「ファミリー500+」という新たな社会プログラムを導入した。このプログラムでは、対象となる子ども1人につき月500ズウォティが、子どもが18歳に達するまで各世帯に直接送金される。2019年7月まで、プログラムの下では、第1子のための補助に関しては世帯収入に基づく資力調査が行われ、第2子以降に関しては全世帯が受給資格を与えられていた。2019年7月以降は、世帯収入にかかわらず、18歳までの各子どもが給付対象となっている。その結果、プログラムの対象児童数は、ほぼ倍増した。

「500+」プログラムの総費用は、2016年には174億ズウォティ、2017年には231億ズウォティ、2018年には221億ズウォティ、2019年には305億ズウォティで、2020年には392億ズウォティと推定されている。このプログラムの主な目標は、各世帯の育児にかかる費用を補助し、最終的には人々により多くの子どもを持つことを奨励し、それによりポーランドの長期的な人口動態の見通しを改善することにある。

また、2019年3月には、政府は、「マザー4+」という新たな社会プログラムを導入した。このプログラムは、4人以上の子どもを出産および／または養育し、最低限の社会給付を受ける権利を持たずに貧困ラインで生活している人々（男女とも）を対象としている。プログラムの目的は、子育てのために有給の仕事に就けなかったり、仕事を辞めざるを得なかったりした対象者に、最低限の生活水準を提供することにある。

2019年5月、政府は、「ペンション+」という単発のプログラムを導入した。このプログラムは、各退職者に最低水準の年金を1回限り支給するものであった。ペンション+の総費用は108億ズウォティであった。2019年12月の総選挙後、2020年新予算法案が政府により承認され議会に送られた際に、2020年のプログラムの更新が決定された。2020年の「ペンション+」の下での総支給額は推定117億ズウォティで、全額が2020年4月中に支給される予定である。

2020年の非課税所得額は、8,000ズウォティである。対象者の所得が8,000ズウォティから13,000ズウォティの範囲内の場合、非課税所得額は、8,000ズウォティから3,091ズウォティまで徐々に減少し、85,528ズウォティまではこの水準にとどまる。所得が127,000ズウォティを超えると、非課税所得の対象外となる。ポーランドの財務大臣は、将来的な非課税所得額の増額の可能性を示唆している。

2019年8月1日以降、26歳未満のポーランド国民で年間所得が85,528ズウォティ未満の者は、所得税の支払いを義務付けられない。2019年10月、政府は、所得税率を18%から17%に引き下げた。さらに、フルタイム労働者の最低賃金が引き上げられ、2019年の2,250ズウォティから、2020年には2,600ズウォティ（総額／社会保障・所得税控除前）となった。ポーランドの最低時間給も、2019年の時給14.70ズウォティから、2020年には時給17ズウォティに引き上げられた。

社会保障費

国家支出の主要要素は社会保障支出である。現在、国家により4つの社会保障基金および年金基金が運営され、それらは全額または一部が雇用者および被雇用者の拠出金によって賄われている。これらの基金の収入は国家予算における収入としては計上されない。しかし、上記のうち2基金には、多額の国家予算が移転されており、かかる移転は支出として計上されている（後記「第3.1.(5) 財政」中の表を参照。）。社会保険基金ならびに年金および農業従事者向け障害基金は、最大の予算外基金であり、それ自体の予算外収入に加えて、国家予算からの移転に頼っている。

e 今後の経済計画

「第3.1.(5) 財政－財政制度および税制」の「予算手続」以降の項を参照のこと。

(3) 【貿易及び国際収支】

a 国際収支^{*}

2014年9月30日以来、ポーランドは国際収支および国際投資ポジションに関するデータを、国際収支・国際投資ポジションマニュアル第6版（BPM6）に概説された新たなガイドラインに従って作成している。2004年以降に関する過去のデータも、BPM6に合わせて編集された。

ポーランドの経常収支は、2018年および2017年には、それぞれ5,046百万ユーロおよび290百万ユーロの赤字であったが、2019年には2,477百万ユーロの黒字となった。財貨の貿易の収支は、2018年および2017年には、それぞれ4,782百万ユーロおよび1,426百万ユーロの黒字であったが、2019年には2,415百万ユーロの黒字となった。2019年には、財貨の貿易の収支は、輸出の増加ペースが輸入のそれを上回ったことで改善した。2019年には、輸出額および輸入額は、2018年比でそれぞれ6.2%および2.8%増加した。2018年には、輸出額および輸入額は、2017年比でそれぞれ7.4%および10.6%増加した。財貨の貿易は、近年、経常収支の改善において最も重要な要因であった。EU加盟国（主にユーロ圏）との貿易は、ポーランドの輸出および輸入の最大部分を占めている。輸出および輸入はいずれも、貿易財の種類について多様性に富んでいるが、中間財および消費財が最大である。

直接投資は、資産負債原則に従って国際収支に表示されている。2019年の国際収支では、133.55億ユーロの資本流入が見られた。2019年中の直接投資の収支の黒字は、株式・投資ファンド持分に関する取引の収支が128.35億ユーロの黒字となったことによるものであった。債券類に関する収支も、520百万ユーロの黒字となった。

* 国際収支は、IMFが国際収支・国際投資ポジションマニュアル（BPM6）において概説した基準に従って作成されている。欧州レベルでは、欧州中央銀行と欧州委員会はいずれも、関連法により規制される各々の報告要件を改定した。変更内容については、Information on changes in the statistics of the balance of payments and international investment position in 2014 ([http://www.nbp.pl/homen.aspx?f=en/aktualnosci/2014/Revision BoP IIP 2014.html](http://www.nbp.pl/homen.aspx?f=en/aktualnosci/2014/Revision%20BoP%20IIP%202014.html)) に記載されている。

以下の表は、当該年度におけるポーランドの国際収支および関連統計データを記載している。

(単位：百万ユーロ)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
経常収支	(2,375)	(2,245)	290	(5,046)	2,477
貿易収支	2,213	2,935	1,426	(4,782)	2,415
財貨：輸出(f.o.b.)	172,124	177,448	201,890	216,880	230,369
財貨：輸入(f.o.b.)	169,911	174,513	200,464	221,662	227,954
サービス収支	10,911	13,963	17,956	21,652	25,174
サービス収支：受取	40,656	44,934	51,866	58,763	64,280
サービス収支：支払	29,745	30,971	33,910	37,111	39,106
第1次所得収支	(14,653)	(17,717)	(18,955)	(20,493)	(23,296)
第1次所得収支：受取	11,345	11,132	11,723	12,294	11,740
第1次所得収支：支払	25,998	28,849	30,678	32,787	35,036
第2次所得収支	(846)	(1,426)	(137)	(1,423)	(1,816)
第2次所得収支：受取	5,808	5,483	6,057	5,657	5,843
第2次所得収支：支払	6,654	6,909	6,194	7,080	7,659
資本収支	10,158	4,457	5,891	10,423	10,586
資本収支：受取	10,788	5,171	6,362	11,785	11,579
資本収支：支払	630	714	471	1,362	993
金融収支	603	1,347	(2,360)	1,684	8,872
直接投資資産	4,388	12,813	3,431	1,592	3,388
直接投資負債	13,530	16,639	10,182	14,016	13,355
ポートフォリオ投資資産	9,961	(5,536)	1,194	392	(282)
株式	9,033	(5,777)	155	(1,189)	(688)
債券	928	241	1,039	1,581	406
ポートフォリオ投資負債	7,091	(2,189)	5,413	(3,310)	(11,322)
株式	3,744	(2,459)	1,221	713	4
債券	3,347	270	4,192	(4,023)	(11,326)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
その他投資資産	4,600	2,487	5,726	5,190	1,526
金融当局	0	227	(230)	0	(3)
中央政府および地方政府	34	220	16	1,081	770
通貨金融機関 (中央銀行を除く)	30	298	444	2,922	(742)
その他部門	4,536	1,742	5,496	1,187	1,501
その他投資負債	(2,213)	14,572	(11,031)	(112)	1,921
金融当局	(72)	15,082	(10,157)	1,865	1,544
中央政府および地方政府	(17)	(70)	(650)	(911)	(769)
通貨金融機関 (中央銀行を除く)	(1,742)	(1,874)	(2,341)	(3,094)	(3,247)
その他部門	(382)	1,434	2,117	2,028	4,393
金融派生商品	(879)	175	(1,004)	(1,124)	(1,016)
外貨準備高	941	20,430	(7,143)	6,228	9,210
誤差脱漏	(7,180)	(865)	(8,541)	(3,693)	(4,191)
出典：NBP					

b 外国貿易

2015年、2016年、2017年、2018年および2019年^{*}には、輸出がそれぞれGDPの49.5%、52.1%、54.3%、55.6%および55.7%を占めた。一方で、輸入は2015年、2016年、2017年、2018年および2019年^{*}にそれぞれGDPの46.4%、48.2%、50.2%、52.0%および50.7%を占めた。

貿易の焦点

2019年^{*}には、EU諸国との貿易は、ポーランドの輸出の78.3%、輸入の70.7%を占めた。なかでもドイツがポーランドの最大貿易相手国であり、輸出の27.6%、輸入の21.8%を占めていた。その他のEU諸国との貿易は、輸出の51.7%、輸入の44.4%を占めていた。

* 暫定値

以下の表は、当該年度のポーランドの輸出入先地域を割合で示したものである。

(%)

	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年(暫定値)	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
先進国：										
ドイツ	27.1	22.9	27.4	23.3	27.5	23.1	28.2	22.6	27.6	21.8
英国	6.7	2.7	6.7	2.6	6.4	2.4	6.2	2.4	6.2	2.3
その他のEU諸国	45.6	34.4	45.7	35.3	46.1	34.9	46.2	33.8	46.0	33.6
その他の先進国	6.3	6.9	6.5	7.0	6.6	7.3	6.5	7.1	6.8	7.8
先進国合計	85.7	66.9	86.3	68.2	86.6	67.7	87.1	65.9	86.6	65.5
中・東欧諸国：										
CEFTA(1)	0.6	0.2	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.4	0.7	0.4
ロシア	2.9	7.3	2.8	5.8	3.0	6.4	3.0	7.1	3.2	6.2
その他の中・東欧諸国(2)	2.5	1.3	2.7	1.4	2.1	1.2	2.1	1.4	2.2	1.3
中・東欧諸国合計	5.3	8.6	5.5	7.2	5.8	7.9	5.8	8.9	6.1	7.8
発展途上国	9.0	24.5	8.2	24.6	7.6	24.4	7.1	25.2	7.3	26.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
出典：ポーランド統計局										

注記：

- (1) 2006年、中欧自由貿易協定（CEFTA）は、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアおよびマケドニアによって構成されていた。2007年5月1日から2013年7月までは、CEFTAは、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、セルビアおよびコソボにより構成されていた。2013年7月1日をもって、クロアチアは、EU加盟に伴いCEFTAを離脱した。
- (2) 「その他の中・東欧諸国」には旧ソビエト社会主義共和国連邦の欧州諸国が含まれる。

貿易構造

ポーランドの外国貿易は、一定期間における同じ産業または生産グループ内での商品の輸出および輸入である産業内貿易で占められている。

2019年の輸出品目のうち最も重要なものは、機械類および輸送機器類（自動車、車輛運搬具、船舶ならびに自動車の部品および装備品）、食品、加工品および雑製品（その他消費財）である。最も重要な輸入品目は、輸出を占める品目と類似しているが、輸出と比べて化学工業製品が比較的より重要な地位を占めている。

以下の表は、当該年度におけるポーランドの輸出品内訳（税関のデータおよび標準国際貿易商品分類に基づく。）を示している。

	2016年		2017年		2018年		2019年(暫定値)	
	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)
天然資源関連品：								
食料品および動物	20,229.2	11.0	22,703.6	11.0	24,130.5	10.8	25,270.3	10.7
飲料およびタバコ	2,771.4	1.5	3,740.8	1.8	4,223.3	1.9	4,602.1	2.0
非食品原材料 (燃料を除く)	3,901.6	2.1	4,493.7	2.2	5,184.1	2.3	5,260.0	2.2
鉱物性燃料、潤滑油 その他これらに類するもの	4,588.6	2.4	5,079.8	2.5	5,759.0	2.5	5,021.1	2.1
動植物性油脂	509.4	0.3	313.5	0.2	262.8	0.1	331.0	0.1
小計	32,000.2	17.3	36,331.4	17.7	39,559.7	17.6	40,484.5	17.1
加工品：								
化学工業製品	16,917.0	9.2	19,715.8	9.5	20,070.9	9.0	21,488.7	9.1
原材料別製品	34,263.9	18.5	38,648.0	18.7	41,742.6	18.7	42,801.3	18.6
機械類および輸送機器類	70,538.6	38.2	76,501.1	37.0	83,395.9	37.3	89,749.2	38.1
雑製品								
未分類製品	30,619.4	16.6	34,985.2	16.9	38,395.9	17.2	40,624.2	17.2
小計	152,338.9	82.5	169,850.1	82.1	183,605.3	82.2	194,663.4	83.0
合計	184,842.9	100.0	206,647.3	100.0	223,596.4	100.0	235,834.9	100.0
出典：ポーランド統計局								

以下の表は、当該年度におけるポーランドの輸入品内訳（税関のデータおよび標準国際貿易商品分類に基づく。）を示している。

	2016年		2017年		2018年		2019年(暫定値)	
	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)	(百万 ユーロ)	(%)
天然資源関連品：								
食料品および動物	13,825.2	7.6	15,415.4	7.4	15,918.4	7.0	16,729.3	7.2
飲料およびタバコ	1,379.4	0.8	1,517.6	0.7	1,632.0	0.7	1,821.7	0.8
非食品原材料 (燃料を除く)	5,625.0	3.1	6,489.0	3.2	6,989.8	3.1	6,819.4	2.9
鉱物性燃料、潤滑油 その他これらに類するもの	10,748.1	5.9	14,443.1	7.0	19,235.3	8.4	17,878.3	7.6
動植物性油脂	733.3	0.4	854.3	0.4	803.5	0.3	859.8	0.4
小計	32,311.0	17.8	38,719.4	18.7	44,579.0	19.5	44,108.5	18.9
加工品：								
化学工業製品	26,589.7	14.7	29,902.2	14.5	31,139.8	13.6	31,704.7	13.6
原材料別製品	32,188.4	17.8	36,445.0	17.7	39,909.4	17.5	38,466.3	16.4
機械類および輸送機器類	65,078.1	36.0	71,646.0	34.8	79,455.2	34.8	85,025.7	36.3
雑製品								
未分類製品	22,630.2	12.5	26,362.9	12.8	29,553.1	13.0	31,074.5	13.3
小計	178,797.4	98.8	164,356.1	79.8	180,057.5	78.9	186,271.2	79.6
合計	180,934.6	100.0	206,084.4	100.0	228,172.3	100.0	234,028.0	100.0
出典：ポーランド統計局								

貿易政策

2004年5月1日にEUに加盟して以来、ポーランドはEU法（共通関税を含む。）の適用を受けている。

共通関税は、品目を表す合同関税品目分類表（CN）コードのそれぞれに関税分類規則および関税率を指定している。ポーランドにおいて事業を行う各経済事業者は、その事業活動が物品の輸出入を含む場合、共通関税に従う義務を負う。これは、国内・国外のいずれの経済事業者であるかを問わない。共通関税は、ポーランドを含むEUの全加盟国を全面的に拘束し、全加盟国に直接適用される。

2020年1月1日以来、共通関税率は、関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する理事会規則（EEC）第2658/87号付属書Iを改正する2019年10月9日付欧州委員会実施規則（EU）第2019/1776号（2019年度物品税10月31日EU官報L280）に準拠している。

c 対日貿易

輸出	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年(暫定値)	
	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)
天然資源関連品：										
食料品および動物	18.2	3.2	26.8	4.5	38.7	6.9	40.8	6.1	63.4	8.5
飲料およびタバコ	1.6	0.3	1.3	0.2	1.2	0.2	1.5	0.2	1.5	0.2
非食品原材料 (燃料を除く)	14.4	2.5	21.0	3.6	20.5	3.7	26.5	4.0	30.6	4.1
鉱物性燃料、潤滑油 その他これらに類するもの	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0
動植物性油脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.1	0.2	0.0
小計	34.2	6.0	49.1	8.3	60.5	10.8	69.3	10.4	95.8	12.8
加工品：										
化学工業製品	55.7	9.8	60.3	10.2	66.5	11.9	65.1	9.7	69.1	9.2
原材料別製品	89.9	15.7	128.0	21.7	107.7	19.3	130.8	19.6	127.2	16.9
機械類 および輸送機器類	332.0	58.2	268.1	45.3	245.0	43.9	316.9	47.4	365.5	48.7
雑製品：										
製品	58.6	10.3	84.8	14.4	78.1	14.0	85.8	12.8	92.1	12.3
未分類品目	0.5	0.1	0.5	0.1	0.7	0.1	0.8	0.1	0.7	0.1
小計	536.7	94.0	541.7	91.7	498.0	89.2	559.4	89.6	654.6	87.2
合計	570.9	100.0	590.8	100.0	558.6	100.0	668.7	100.0	750.4	100.0

出典：ポーランド統計局

輸入	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年(暫定値)	
	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)	(百万 ドル)	(%)
天然資源関連品：										
食料品および動物	2.7	0.1	3.1	0.1	2.9	0.1	3.4	0.1	3.8	0.1
飲料およびタバコ	0.5	0.0	0.9	0.0	1.2	0.0	2.3	0.1	3.8	0.1
非食品原材料 (燃料を除く)	52.2	2.0	52.2	1.8	88.1	2.3	105.0	2.4	110.9	2.2
鉱物性燃料、潤滑油 その他これらに類するもの	3.0	0.1	0.9	0.0	1.1	0.0	1.0	0.0	1.3	0.0
動植物性油脂	0.5	0.0	0.5	0.0	0.4	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
小計	58.9	2.2	57.6	1.9	93.7	2.5	111.9	2.6	119.9	2.4
加工品：										
化学工業製品	348.8	13.0	354.6	12.0	379.8	10.0	387.3	9.1	745.5	14.9
原材料別製品	212.2	7.9	233.0	7.9	228.5	6.0	236.9	5.5	244.0	4.9
機械類 および輸送機器類	1,532.0	57.3	1,685.4	56.9	2,085.8	55.1	2,359.5	55.3	2,669.8	53.5
雑製品：										
製品	516.9	19.3	625.8	21.1	991.8	26.2	1,166.0	27.3	1,201.2	24.1
未分類品目	5.9	0.2	5.6	0.2	6.6	0.2	8.6	0.2	9.5	0.2
小計	2,615.8	97.8	2,904.4	98.1	3,692.5	97.5	4,158.3	97.4	4,870.0	97.6
合計	2,674.7	100.0	2,962.0	100.0	3,786.2	100.0	4,270.2	100.0	4,989.9	100.0
出典：ポーランド統計局										

d 外貨準備高および外国為替相場の変動

外貨準備高および金準備高

ポーランドの準備高は、2019年、2018年および2017年には、それぞれ1,284億ドル、1,170億ドルおよび1,133億ドルであった。政府は、これらの準備高が、ポーランドの短期対外債務、および準備高における輸入カバレッジの月数に鑑みて十分であると考えている。

以下の表は、当該年度末現在のポーランドの準備高に関する一定の情報（ユーロ換算）を示している。

	外貨準備高(1) (金を除く)	金準備高	準備高合計	準備高合計に おける輸入 カバレッジの月数(2)
	(百万ドル)	(百万ドル)	(百万ドル)	
2015年	91,405.8	3,515.3	94,921.1	6.0
2016年	110,554.6	3,837.0	114,391.6	7.1
2017年	108,986.8	4,292.1	113,278.9	6.0
2018年	111,664.1	5,300.5	116,964.6	5.4
2019年	117,209.1	11,195.9	128,405.0	6.0

出典：NBP

注記：

(1) IMFにおけるポーランドの外貨準備持高を含む。

(2) 財貨輸入額平均に基づく。

為替相場政策

2000年4月以降、ズウォティは概ね自由変動相場制に移行している。しかしながら、変動相場制は、中期的なインフレ目標を達成する上で必要となり得る国内のマクロ経済および財政の安定を確保するため必要な場合に、為替介入を行うことを排除するものではない。

以下の表は、当該年度におけるズウォティ対米ドルのNBP公定相場を示している。

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
期末	3.9011	4.1793	3.4813	3.7597	3.7977
平均	3.7701	3.9431	3.7777	3.6134	3.8395

出典：NBP

以下の表は、当該年度におけるズウォティ対ユーロのNBP公定相場を示している。

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
期末	4.2615	4.4240	4.1709	4.3000	4.2585
平均	4.1839	4.3625	4.2576	4.2623	4.2980

出典：NBP

(4) 【通貨・金融制度】

a 通貨・金融制度および資本市場の概要

ポーランドの銀行制度の構造および発展

2020年1月現在、ポーランドには30行の商業銀行があったが、そのうち14行がポーランド資本主体で、16行が外資主体であった。また、協同組合銀行536行および外国信用組合の33支店がポーランド国内で営業を行っていた。商業銀行が銀行部門の大半を占め、銀行部門の資産の89.3%を保有していた。このうち、外資系銀行（信用組合の支店を含む。）に属する資産の割合は、46.0%であった。数が多いものの小規模な協同組合銀行は、2016年に相互支援スキームを構築し、以来、統合と商業銀行に対する競争上の地位の向上に向けて前進している。最大手5行が、当該部門の資産の50.7%を占めている。国内銀行3行が子会社または支店を通じて国外でサービスを提供していたが、その活動の範囲はかなり限定的で、部門全体の財務成績には影響を与えなかった。

ポーランドの銀行部門の利益および収益性は、現在の欧州の平均と比べて高い水準にあった。長引く低金利環境にもかかわらず、純金利マージン比率は過去4年間にわたって上昇しており、最近では2.63%に達した。収益性は、昨年、非金利マージンの縮小および保証基金への拠出の増加によってわずかに低下したものの、依然としてEU平均を大きく上回っている。2020年1月には、年間総資産利益率は0.76%となった。

非金融顧客への貸付は前年比¹5.4%増加し、名目GDP成長率をわずかに下回った。非金融顧客への貸付は、引き続き、経済や金融制度の不均衡を生じさせることのない持続可能な経済成長を支えた。前年比で法人向け貸付は5.4%増、消費者金融は9.3%増、住宅資金貸付は5.9%増となり、うちズウォティ建て住宅資金貸付は12.3%増加し、外貨建て住宅資金貸付は7.9%減少した。2011年以降、新規住宅資金貸付のほとんどすべてがズウォティ建てである。そのため、外貨建て住宅資金貸付が住宅資金貸付残高の合計に占める割合は（2009年のピーク時には住宅資金貸付ポートフォリオ全体の70%（GDP比10%）超であったのに対し）29%（GDP比5.7%）まで減少した。非金融部門への貸付の対GDP比率は安定しており、2019年には約50%に達した。当該比率は、2008年末以降、約5%ポイント上昇している。

ポーランドの銀行部門の資産の質は、法人部門の好調および労働市場の大幅な改善に支えられ、比較的高い水準を保ち、徐々に向上した。住宅資金貸付ポートフォリオは、不良債権比率（2.4%）が非金融部門貸付の平均（6.8%）を大きく下回ったことで、他の貸付ポートフォリオの実績を上回った。引当金による不良債権のカバー率は約59%で、これは貸付の平均証券化比率に鑑みて高いと考えられる。

2019年中、銀行は引き続き、資金構造の強化（すなわち、外貨建ての預金および金融部門非居住者の貸付よりも、国内での資金調達（主に非金融部門の預金）が占める割合を増やすこと）を行った。預貸率は減少し、約93%となった。専門銀行はカバード・ボンドの発行を推し進めたものの、ポーランドの銀行部門では、市場での資金調達は未だ主要な資金調達手段ではない。

1 本段落の貸付額の変動に関するすべてのデータは、為替換算調整済みである。

2019年中、ポーランドの銀行部門は、十分な自己資本を保っていた。平均総資本比率（TCR）は18.4%、Tier 1比率は16.3%であった。ポーランドの銀行部門内の自己資本比率はEU平均に近い水準を保ったものの、ポーランドの銀行は、より保守的なリスク・ウェイトを適用しているため、実際には自己資本がより充実している。ポーランドの総資産に占めるリスク・アセットの比率は、60%とEU平均を大幅に上回り、ポーランドの銀行の平均レバレッジ（自己資本に対する資産の比率）は、10%とEU平均を明らかに下回った。NBPが定期的実施し、半年毎に公表しているストレス・テストでは、ポーランドの銀行部門が厳しいマクロおよび金融市場のショック・シナリオに対して強靱であることが確認されている。

ポーランド国立銀行

NBPはポーランドの中央銀行であり、憲法、1997年8月29日付ポーランド国立銀行法（「NBP法」）および1997年8月29日付銀行法（「銀行法」）により権限を与えられている。これらの法律は、EU基準に合致している。欧州連合法、ポーランド共和国憲法およびNBP法はいずれも、中央銀行の信頼性にとって極めて重要な、NBPの独立性を裏付けている。憲法に基づき、NBPは貨幣の発行および金融政策の策定・実施について独占権を有している。NBPは、NBP法に従い、国家に銀行業務を提供している。NBPは政府の財務代理人として行為することがあるものの、国庫の義務について責任を負うものとは見なされない。またNBPは、銀行制度の整備に必要な条件の策定について責任を負う。2015年のNBP法改正以降、NBPは、金融制度を安定させるとともに、金融部門のシステミック・リスクを軽減または排除する任務を与えられている。

NBPは、大統領、MPCおよび理事会の3つの管理主体を有している。NBP総裁は、ポーランド共和国大統領の要請を受けて下院がこれを任命し、その任期は6年間で、解任の可能性は厳しく制限されている。アダム・グラピンスキ氏は、2016年6月10日に下院によってNBP総裁に正式に任命され、下院への忠誠の宣誓を行った後、同年6月21日に同職に就任した。NBP総裁は、NBPの他の2つの管理主体の議長、およびマクロ健全性の監督の分野に関して金融安定委員会の議長も務める。NBP法に基づき、総裁の権限は、MPCおよびNBP理事会の権限とは切り離されている。

金融政策に関する意思決定は、MPCがこれを行う。憲法およびNBP法によると、MPCは、年次の金融政策ガイドラインを策定し、これを閣僚会議が提出する予算案とともに下院に提出する。当該ガイドラインに基づき、MPCは、金融政策に関する意思決定、とりわけ金利、法定準備率および準備金の利率についての意思決定を行う。さらに、憲法により、MPCは、各会計年度終了後5ヶ月以内に、金融政策上の目標に対する成果について下院に報告書を提出しなければならない。MPCはまた、インフレの動向に影響を与えたマクロ経済の状況に関するMPCの評価を示すインフレ報告書を、年3回発表している。

MPCは、議長であるNBP総裁と、NBP外部から集められた9名の委員で構成される。委員は、任期を6年間として、ポーランド大統領、下院および上院がそれぞれ同数を任命する。現職の委員のうち8名および議長の任期は、2016年中に開始した。ズウォティの為替レートの設定に関する指針は、閣僚会議（すなわち政府）がMPCと協議の上でこれを定める。NBP理事会は、為替相場政策に関する任務を実施する。NBPは、外国通貨の最新の為替レートおよびその他の種類の外国為替レートを公表するほか、公的外貨準備を保有および管理し、また銀行業務ならびに外国為替操作の安全および国際決済の流動性を確保するためのその他の措置を講ずること、中央外国為替当局の役割を果たす。

NBP理事会の主な責任には、MPCによる決議事項の履行、公開市場操作の監督、為替政策に関する任務の実施およびポーランドの金融制度の安定性の分析が含まれる。理事会は、NBP総裁と、6名から8名の委員（うち2名が副総裁）で構成される。NBP法に定められた財政の安定に関するNBP理事会の権限に従い、NBPは、半年毎に財政安定に関する報告書を作成している。これは、特に銀行部門に関する国内金融制度の弾力性を、潜在的なまたは実際の金融およびマクロ経済に関するショックに照らして分析するものである。同報告書は、主に金融機関から直接受領し、NBP独自の量的・質的調査によって裏付けられたデータに基づく金融およびマクロ経済に関する広範な指標を考慮に入れている。

資本市場

ワルシャワ証券取引所（WSE）

1991年、ポーランドはWSEを開設した。WSEは、主要市場を運営すると同時に、2007年8月に設立された中小企業向けの代替市場であるNewConnectの運営も行っている。WSEは2010年11月に株式公開を行い、ワルシャワにおいて上場した。

2009年9月、WSEは、ポーランドにおいては初となり、中・東欧でも類を見ない債務証券に関する組織的市場であるCATALYSTを開始させた。このシステムにより、社債および地方債の発行および取引が円滑化され、最適化される。また、WSEの子会社であるBondSpot S.A.は、長期国債および短期国債の売買に特化したホールセール市場であるTreasury BondSpot Polandの運営会社である。

WSEによると、同取引所は現在、中・東欧（ポーランド、チェコ共和国、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア、オーストリアおよびハンガリーを含む。）最大の国家金融商品取引所にして、近年欧州で最も急速に成長している取引所の一つである。WSEは、株式、デリバティブ、債券および仕組商品、電力、天然ガスならびに財産権の取引市場において幅広い商品やサービスを提供しているほか、取引の清算、電力の原産地証明書登録簿の運用および市場データの販売も行っている。

2020年2月3日現在、WSEには448社（国内の400社および国外の48社）が上場しており、ポーランド法に基づき営業を行っている計47社の投資会社のうち、9社は証券取引業務を行う銀行であり、その他は独立系である。2020年1月現在、3,145名の公認の証券ブローカーおよび765名の公認の投資アドバイザーが存在する。

外国投資家は、WSEにおいて国内投資家と同一条件で取引を行い、取引利益を外貨で自由に送金することができる。

ポーランドの資本市場の発展の結果、2017年9月のFTSE国別分類年次市場レビューにおいて、FTSEラッセルが運用する各種指数におけるポーランドの地位は「先進市場」に格上げされた。ポーランドが「先進市場」の地位を得たのは、ほぼ10年ぶりのことであった。ポーランドはさらに、中・東欧諸国の中で、FTSEラッセルが「先進市場」の地位を更新した最初の国である。かかる格上げの日以降、ポーランドの主要企業はFTSE先進国指数に含まれている。

2019年、ポーランドは、EUおよびEBRDの支援を得て策定した資本市場開発戦略を採用した。この戦略は、政府が2017年に採用した「責任ある開発に関する戦略」に沿っている。戦略文書には、規制環境の向上のためのステップや市場インフラの整備および新たな商品・サービスの導入のための施策など、国内資本市場の効率化のための90のステップが定められている。

国庫証券

ズウォティ建て長期国債および短期国債は、国庫により通常の入札方式で取引されている。国内の発行市場は、プライマリー・ディーラーの役割を果たす特定の銀行グループが中核を成している。

以下の表は、当該期間における国内市場での国庫証券の販売に関する特定の情報を記載したものである。

(単位：十億ズウォティ(名目))

	2019年 第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2019年
国庫証券の総販売額					
長期国債	45.7	33.1	33.6	22.4	134.8
短期国債	0	0	0	0	0
合計	45.7	33.1	33.6	22.4	134.8
国庫証券の純販売額					
長期国債	21.0	(0.4)	4.6	(4.4)	20.8
短期国債	0	0	0	0	0
合計	21.0	(0.4)	4.6	(4.4)	20.8
出典：財務省					

長期国債の取引は、店頭（OTC）市場（規制対象外）、Treasury BondSpot Poland電子プラットフォーム、ならびに規制市場であるWSEおよびBondSpot S.A.の3つの流通市場で行われている。2019年中、長期国債は主にOTC市場（総取引高の97.6%）において取引され、長期国債の総取引高のうちTreasury BondSpot Poland電子プラットフォームならびに規制市場であるWSEおよびBondSpot S.A.における取引高の割合は、それぞれ2.4%および約0.01%であった。2019年12月末時点の国庫債務の主な所有者は、外国人投資家が3,922億ズウォティ（40.3%）、国内の銀行部門が3,213億ズウォティ（33.0%）、国内の非銀行部門の投資家が2,598億ズウォティ（26.7%）であった。

市場性のある対内債務の償還までの平均年限（ATM）およびデュレーションは、2018年12月末現在のそれぞれ4.49年および3.03年から、2019年12月末現在ではそれぞれ4.53年および3.10年に増加した。市場性のある対内債務の更新までの平均年限（ATR）は、2018年12月末現在の3.27年から、2019年12月末現在では3.18年に減少した。対外債務の金利リスクの水準は、外貨建て債務返済コストの金利変動に対する感応度が限定的（2019年12月末現在のATRおよびデュレーションがそれぞれ4.89年および4.75年）であることから、コスト最小化を脅かすものではない。

b マネー・サプライおよび公定歩合

金融政策

NBPの金融政策の主要な目標は、政府の経済政策を支えながら物価の安定を維持することである。NBPは、物価の安定の維持に努めつつ、変動相場制に基づくインフレ目標戦略を推し進めている。また同時に、金融政策は、持続的な経済成長と財政の安定を促進する方向で実施されている。

MPCは、中期的なインフレの数値目標を定めており、また、年11回の会議を行って経済状況および経済の見通しについて協議し、物価の安定に対するリスクを分析した上で、現状を維持するか、または金融政策手段を調整している。MPCの金融政策ガイドラインによると、金融政策の主たる手段は、NBPの金利である。2004年以降、中期的なインフレ目標は2.5%（対称許容偏差は±1%ポイント）に設定されている。目標値は、中期的な視点でのCPIの年間増加率として定められている。また、MPCは毎年、金融政策指針を発表することにより、翌年の金融政策の概要を提示する。

かかる概要は、中期的戦略と一致している。2.5%±1%ポイントの中期目標の導入以降、ポーランドにおけるCPIの平均インフレ率は2.0%となっている。2019年のCPIの平均インフレ年率は2.3%で、引き続きNBPの目標と合致していた。コア・インフレ率（食品およびエネルギー価格を除く。）は、2019年中穏やかに推移し、平均2.0%となった。MPCの評価によると、インフレ率は、供給および規制に関する要因により一時的に上昇した後、低下し、金融政策の効果波及期間にわたって目標に近い水準で推移する見通しである。

金融政策の実施

ポーランドにおいて、NBPの金利は、既定のインフレ目標の達成に関する金融政策の主要な手段である。かかる金利の水準を設定することにより、MPCは、短期金融市場金利の水準に影響を与えている。

NBPの基準金利は、公開市場操作で得られる利回りを決定づけている。ポーランドの銀行部門では流動性が過剰な状態が広く見られるため、銀行間取引市場から過剰な流動性を吸収するために公開市場操作が用いられる。2008年以降、公開市場操作は、ポーランド翌日物金利レート（POLONIA）をNBPの基準金利水準に保つことを可能にするような規模で実施されている。

NBPの公開市場操作は、以下の3つのカテゴリーに分類される。

- ・ 主要公開市場操作。これは、NBP証券を7日の満期で発行する形式により週次で行われる。買付期間中は、NBPの基準金利を水準とする固定金利が適用される。

- ・ 調整的公開市場操作。これは、場合により短期金融市場金利の変動を制限する目的で実施される。これには、流動性を吸収する操作（NBP証券の発行、リバース・レポ取引等）または流動性を提供する操作（NBP証券の期限前償還、レポ取引等）が用いられる。かかる操作の満期および利回りならびに具体的な実施方法は、銀行部門の状況に左右される。
- ・ 構造的公開市場操作。これは、場合により銀行部門の長期的な流動性構造に影響を与える目的で実施される。NBPは、必要に応じて、債券の発行や流通市場における有価証券の売買を行うことができる。

以下の表は、NBPが2011年以降設定した金利の詳細とその変動を示している。

(%)

効力発生日	ロンバード ・レート	基準金利	預金金利
2011年1月20日	5.25	3.75	2.25
2011年4月6日	5.50	4.00	2.50
2011年5月12日	5.75	4.25	2.75
2011年6月9日	6.00	4.50	3.00
2012年5月10日	6.25	4.75	3.25
2012年11月8日	6.00	4.50	3.00
2012年12月6日	5.75	4.25	2.75
2013年1月10日	5.50	4.00	2.50
2013年2月7日	5.25	3.75	2.25
2013年3月7日	4.75	3.25	1.75
2013年5月8日	4.50	3.00	1.50
2013年6月6日	4.25	2.75	1.25
2013年7月4日	4.00	2.50	1.00
2014年10月9日	3.00	2.00	1.00
2015年3月4日	2.50	1.50	0.50
2020年3月17日	1.50	1.00	0.50
2020年4月8日	1.00	0.50	0.00

出典：NBP

直近の緩和サイクルは、2012年後半に始まった。その後、12回にわたり金利が引き下げられ、2020年4月には基準金利が0.50%となった。COVID-19による経済への悪影響に対応するため、MPCは、金利の引下げによる金融緩和を2020年の3月および4月に行うこととした。

中央銀行の貸借対照表

2019年12月31日現在

資産の部	(単位：千ズウォティ)
1. 金および金準備高	42,518,790.2
2. 対非居住者外貨建債権	445,195,431.8
2.1. IMFに対する債権	5,271,036.0
2.2. 外国機関、証券、対外融資およびその他の外国資産の残高	439,924,395.8
3. 対居住者外貨建債権	0.0
4. 対非居住者国内通貨建債権	0.0
5. 金融政策オペに関連したその他の国内の通貨金融機関に対する国内通貨建債権	0.0
5.1. 主要な借換え業務	0.0
5.2. 長期借換え業務	0.0
5.3. 調整的業務	0.0
5.4. 構造的業務	0.0
5.5. 限界貸出ファシリティ	0.0
6. その他の国内の通貨金融機関に対するその他の国内通貨建債権	10.4
7. 居住者発行の国内通貨建証券	0.0
8. 一般政府に対する国内通貨建債権	0.0
9. 決済中の科目	0.0
10. その他の資産	1,386,084.0
10.1. 有形および無形固定資産	898,026.4
10.2. その他の金融資産	272,163.0
10.3. オフバランスの金融商品の再評価差益	10,497.9
10.4. 未収金および前払い費用	31,299.8
10.5. 雑資産	174,096.9
資産合計	489,100,316.4

負債の部	(単位：千ズウォティ)
1. 流通銀行券および貨幣	238,777,248.0
2. 金融政策オペに関連したその他の国内の通貨金融機関に対する国内通貨建債務	65,410,357.6
2.1. 当座預金(最低準備金を含む。)	50,655,941.5
2.2. 預金ファシリティ	14,754,416.1
2.3. 固定金利預金	0.0
2.4. その他の金融政策オペ	0.0
3. その他の国内の通貨金融機関に対するその他の国内通貨建債務	385,342.2
4. 国内通貨建で発行された債券からの負債	64,985,650.0
5. その他の居住者に対する国内通貨建債務	9,346,735.8
5.1. 一般政府に対する債務	9,326,302.8
5.2. その他の債務	20,433.0
6. 非居住者に対する国内通貨建債務	2,266,129.9
7. 居住者に対する外貨建債務	22,356,217.5
8. 非居住者に対する外貨建債務	43,665,689.7
9. IMFに対する債務	6,875,252.6
10. 決済中の科目	0.0
11. その他の債務	222,477.3
11.1. オフバランスの金融商品の再評価差損	6,356.5
11.2. 未払い費用および前受け収益	144,302.7
11.3. 雑負債	71,818.1
12. 将来の債務に対する引当金	165,628.8
13. 再評価勘定	30,494,130.6
14. 資本および準備金	8,186,317.3
14.1. 授權資本	1,500,000.0
14.2. 資本準備金	0.0
14.3. 準備金	6,686,317.3
15. 損益	(4,036,860.9)
15.1. 今年度損益	7,828,502.5
15.2. 繰越損益	(11,865,363.4)
負債合計	489,100,316.4

出典：NBP

(5) 【財政】

財政制度および税制

ポーランドの財政制度は、国家予算、地方予算、予算外ユニット、国家機関その他の機関で構成され、中央、地方および社会保障の3つのサブセクターに分けられている。一般政府部門（欧州版国民経済計算体系2010（ESA2010）の定義のとおり。）に比べると部門分けおよび会計処理方法にいくつか相違点がある。

ポーランドが用いる方式は、以下の2点においてESA2010と大きく異なる。

- ・ ESA2010の下では歳入および歳出は発生主義に基づき算出される一方、ポーランドの方式は現金主義による。
- ・ 両方式間では公共部門の定義の範囲が異なる（例：BGKの年次報告の対象範囲内で設定されている基金（すなわち国道基金および鉄道基金）および銀行保証基金は、ポーランドの方式では除外されるが、ESA2010では含まれる。））。

ポーランドの財政政策は、国内法およびEU法の規定に含まれる以下の制限の範囲内で実施されている。

- ・ 2009年8月27日付国家財政法（2016年法律書誌第1870項（その後の改正を含む。））に含まれる歳出安定化規則（SER）に基づいて翌年に関して設定された、国家予算歳出の上限。
- ・ 一般政府の名目上の財政赤字（GDP比3%）および一般政府債務（GDP比60%）の基準値。また、GDP比マイナス1%という中期財政目標の達成。

政府の主たる目標である持続可能な財政の実現には、他の手段に加えて、とりわけ、財政政策の制度的枠組みのさらなる強化が必要である。そのため、ポーランドは、2013年にSERを採用した（後記「歳出安定化規則」の項を参照のこと）。この規則は、2014年の国家予算を策定する過程において、補助的な方法で用いられ、正式には2015年の予算から導入された。SERは、一般政府の過剰財政赤字の削減および財政再建の推進の一助となっている。

2019年の財務実績

2020年1月にEU統計局およびポーランド統計局により公表された詳細なデータによると、一般政府部門は、2018年同期には75億ズウォティ（GDP比0.5%）の黒字であったのに対し、2019年の最初の3四半期に121億ズウォティ（GDP比0.7%）の黒字を示した。12ヶ月間では、一般政府部門の財務成果は、ほぼ均衡していた（GDP比マイナス0.02%）。2020年4月1日にポーランド統計局により発表された暫定推計値では、2019年の一般政府部門の赤字はGDP比0.7%であった。

2019年の第3四半期終了時点における実績は、歳入の変動（前年同期比8.9%増）が歳出のそれ（前年同期比8.3%増）を上回った結果であった。

全体としては、ESA2010方式による歳入は6,845億ズウォティ、歳出は6,725億ズウォティであった。

一般政府収支

以下の表は、当該年度の一般政府収支（ESA2010に基づき算出）を示している。

(対GDP比率(%))

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
一般政府収支	(2.7)	(2.2)	(1.5)	(0.2)	(0.7)
中央政府	(2.2)	(2.4)	(3.6)	(0.5)	(1.2)
地方政府	(0.1)	0.3	0.1	(0.3)	(0.2)
社会保障基金	(0.4)	(0.1)	2.1	0.6	0.6

(単位：百万ズウォティ)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
一般政府収支	(48,703)	(41,614)	(29,200)	(4,933)	(16,828)
中央政府	(39,831)	(44,907)	(72,212)	(11,491)	(27,134)
地方政府	(991)	5,062	2,042	(6,695)	(4,417)
社会保障基金	(7,881)	(1,769)	40,970	13,253	14,723

出典：ポーランド統計局

以下の表は、ポーランドの方式による当該年度の国家予算歳入および歳出を示している。

	2016年	2017年	2018年	2019年(1)	2020年(2)
(以下において、別段の記載がない限り十億ズウォティ単位)					
歳入合計	314.7	350.4	380.0	387.7	435.3
歳出合計	360.8	375.8	390.5	416.2	435.3
収支	(46.2)	(25.4)	(10.4)	(28.5)	0.0

	2016年	2017年	2018年	2019年(1)	2020年(2)
(以下において、対GDP比率(%))					
歳入合計	16.9	17.6	18.0	17.4	18.3
歳出合計	19.4	18.9	18.5	18.6	18.3
収支	(2.5)	(1.3)	(0.5)	(1.3)	0.0

出典：財務省、ポーランド統計局

注記：

- (1) 2019年予算法
- (2) 財務省、2020年予算法

以下の表は、当該年度の地方政府の歳入および歳出の合計に係る一定の情報を示している。
(単位：百万ズウォティ)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
歳入合計	199,019	213,669	229,879	251,846	278,170
歳出合計	196,415	206,035	230,166	259,386	279,850
収支	2,604	7,634	(287)	(7,540)	(1,680)

出典：財務省

予算手続

ポーランド政府の会計年度は暦年である。憲法に基づき、閣僚会議は、各会計年度初めの少なくとも3ヶ月前に下院に予算案を提出しなければならない。その後予算案は、通常の立法手続を経る。予算案が各会計年度の開始前に下院および上院の両方で承認されない場合には、政府は、予算が採択されるまで予算案に基づき国家財政を運営することができる。閣僚会議が下院に予算案を提出後4ヶ月以内に、議会が予算案を承認せず、またこれを執行のために大統領に提出しない場合には、大統領は議会を解散することができる。

2020年予算法

2020年予算法は、2020年2月14日に政府によって承認された。2020年予算法は、国家財政赤字を0億ズウォティと想定しており、国家予算歳入は4,353億ズウォティ、国家予算歳出もこれと同水準と見積られている。また、予算では、実質GDP成長率は3.7%と予想されている。

歳出安定化規則（SER）

SERは、中期的に名目上の一般政府収支を中期財政目標（現在の目標はGDP比1%の構造的財政赤字）（MT0）の水準で安定させ、かつ公債を予め定められた限度内で安定させることで国内財政の持続可能性を確保することを目的としている。同時に、SERは、とりわけ厳しい景気減速の状況下における財政政策の過剰な引き締めや、良好な経済状況下における過剰な緩和を防ぐものである。

SERは、国家財政法の改正により2013年末に施行され、2015年の予算手続から効力を生じた。SERの導入およびこれに伴う国内財政枠組みの変化により、加盟国における予算の枠組みの要件に関する2011年11月8日付欧州理事会指令2011/85/EUの遵守が確保された。かかる指令は、加盟国に対し、数値的な財政規則の使用を義務付けるものである。

SERの下では、許容される歳出の水準は、中期実質GDP成長率にCPIインフレ率（MPCの目標値）を乗じた率により上昇する。さらに、この方式には、可処分所得基準の変化の予測および財政の不均衡に関する自動修正メカニズムが含まれている。中期実質GDP成長率は、8年を基準に、6年の回顧期間を設けて計算される。許容される歳出水準の計算に歴史的な回顧の要素を組み込むことで、SERの方式は、当年度の経済実績のみに基づく計算によって生じる景気循環増幅的な財政政策に伴うリスクを軽減する一助となる。この方式における修正は、財政の不均衡が存在する場合に適用される。不均衡とは、一般政府財政赤字がGDP比3%を超えること、国の公債水準（財政法第38条aに基づき算出されたもの）がGDP比43%もしくは48%を超えること、またはMT0と名目上の一般政府財政収支との累積偏差がGDP比6%に満たないかもしくはGDP比6%を超えることと定義される。

SERが不適用となるのは、戒厳令の発動、非常事態または国内全域に及ぶ自然災害などの限られた場合のみである。

SERにより規定される歳出の水準は、一般政府部門の約90%の歳出を対象とするものであり、これにはEUの定義により一般政府部門に含まれるBGKおよびBGFの資金が含まれるが、以下の項目は除外される。第一に、歳出の水準の計算においては、EU資金の予算支出ならびにEUおよびEFTA加盟国からの返還不要の資金援助により賄われる歳出は除外される。また、多額の赤字を生み出す可能性のない行政機関の費用も計算から除外される。

その結果、歳出の水準については、2つのグループの一般政府部門機関がその対象となる。第1のグループには、国家予算、社会保険基金、労働基金、年金および退職基金、つなぎ手当基金ならびにBGKに設立、委託または譲渡された基金が含まれる。第2のグループは、健康保険基金、BGF、地方政府ユニットおよびその関連団体ならびに国家財政法第139条第2号に言及される組織からなる。歳出の制限を遵守するために、グループ2に含まれる組織の歳出予想額は歳出総額から控除される。

上述したSERの遵守は、国家の独立した監査機関であり、独立財政機関（IFI）としての役割を果たす最高監査院（NIK）により監視されている。

以下の表は、当該年度の名目上の歳入および対GDP比率を示している。

	2016年	2017年	2018年	2019年(1)	2020年(1)
名目上の歳入	(以下において、百万ズウォティ単位)				
税収	273,138.4	315,257.4	349,353.8	367,973.0	390,038.7
VATおよびその他間接税	193,740.3	226,702.7	248,957.5	256,209.0	274,243.0
法人税	26,381.4	29,758.5	34,640.9	40,300.0	42,000.0
所得税	48,232.4	52,668.8	59,558.7	65,275.0	66,555.0
税外収入	40,131.3	33,671.7	28,887.9	31,768.0	42,959.6
配当金	2,814.7	2,427.4	2,792.2	3,517.1	1,545.6
中央銀行からの移転	7,862.0	8,740.9	0.0	0.0	7,162.8
関税	3,177.8	3,555.7	4,034.6	4,488.0	4,680.0
支払金、手数料、利息およびその他	24,044.9	16,825.2	19,801.6	21,169.6	26,632.7
地方自治体からの支払い	2,231.9	2,122.4	2,259.5	2,593.3	2,938.4
EUからの収益およびその他返済不要資金	1,413.9	1,485.6	1,806.4	2,086.6	2,341.7
歳入合計	314,683.6	350,414.7	380,048.1	401,827.7	435,340.0

	2016年	2017年	2018年	2019年(1)	2020年(1)
	(以下において、歳入の対GDP比率(%))				
税収	14.7	15.8	16.5	16.5	16.4
VATおよびその他間接税	10.4	11.4	11.8	11.5	11.6
法人税	1.4	1.5	1.6	1.8	1.8
所得税	2.6	2.6	2.8	2.9	2.8
税外収入	2.2	1.7	1.4	1.4	1.8
配当金	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1
中央銀行からの移転	0.4	0.4	0.0	0.0	0.3
関税	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
支払金、手数料、利息およびその他	1.3	0.8	0.9	0.9	1.1
地方自治体からの支払い	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
EUからの収益およびその他返済不要資金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
歳入合計	16.9	17.6	18.0	18.0	18.3

出典：財務省、ポーランド統計局

注記：

(1) 財務省、2020年予算法

以下の表は、当該年度の国家予算の名目上の歳出に関する一定の情報および対GDP比率を示している。

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年(5)
	(以下において、百万ズウォティ単位)				
補助金(1)	5,066	6,774	7,374	7,459	6,825
社会保険	82,042	84,607	78,337	76,770	88,817
予算範囲の経常支出	117,487	142,622	161,493	168,796	176,091
債務返済および保証(2)	29,169	32,056	29,641	29,486	29,200
資本的支出(3)	20,056	17,701	24,551	26,494	21,784
地方当局への補助金(4)	51,049	52,739	54,000	56,139	60,763
EU独自財源	18,196	19,168	15,742	18,661	22,207
EU事業における協調融資	8,679	5,176	4,630	6,650	10,548
国家予算歳出合計	331,743	360,843	375,768	390,454	416,235

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年(5)
	(以下において、歳出の対GDP比率(%))				
補助金(1)	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
社会保険	4.6	4.6	3.9	3.6	4.0
予算範囲の経常支出	6.5	7.7	8.1	8.0	7.9
債務返済および保証(2)	1.6	1.7	1.5	1.4	1.3
資本的支出(3)	1.1	1.0	1.2	1.3	1.0
地方当局への補助金(4)	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7
EU独自財源	1.0	1.0	0.8	0.9	1.0
EU事業における協調融資	0.5	0.3	0.2	0.3	0.5
国家予算歳出合計	18.4	19.4	18.9	18.5	18.6

出典：財務省

注記：

2010年以降、EU財源予算からのファイナンス（技術支援および国家協調融資に関する部分を除く。）は国家予算から除外されている。

(1) 企業への補助金

(2) 債務返済は対外債務および対内債務を含む。

(3) 資本支出は投資および出資を含む。

(4) 地方政府への一般補助金

(5) 2019年予算法

国家財政赤字へのファイナンス

2019年予算法において、ポーランドの財政赤字は285億ズウォティ、借入れ必要額（純額）は460億ズウォティ、総借入れ必要額は1,637億ズウォティと見積られていた。正式なデータはまだ公表されていないものの、実績は、かかる見積りを大きく下回った。2019年における借入れ必要額は、主に国内市場における長期国債の発行（92%）および国外市場における長期国債の発行（6%）により賄われた。欧州投資銀行、世界銀行およびCEBからも追加的な資金調達（2%）が行われた。

2019年に行われた国内市場における資金調達は、主に入札方式による長期国債の販売によるものであった。国庫証券の販売全体のうち、中期的な長期国債（5年物）が45%、長期的な長期国債が32%、短期的な長期国債（2年物まで）の発行が10%を占めた。長期国債の個人投資家向け販売は13%を占めた。2019年の国内市場における正味の資金調達は、国内の銀行および国内の非銀行部門から得たもので、外国人投資家による保有は減少した。国外市場における資金調達は、ユーロ建ての長期国債の発行により行われた。2019年12月31日現在、ユーロ建て、米ドル建て、日本円建ておよびスイス・フラン建ての債務はそれぞれ国庫債務総額の21.5%、4.3%、1.0%および0.2%を占めた。また2019年12月31日現在、国庫債務の償還までの平均年限は4.99年で、外貨建て債務の割合は26.4%であった。

2020年予算法では、財政赤字は想定されておらず（0億ズウォティと予測されている。）、借入れ必要額（純額）および総借入れ必要額はそれぞれ235億ズウォティおよび1,417億ズウォティと見込まれている。これまでと同様に、資金調達の手続は、国庫の主要な戦略目的に従っており、市場、通貨および金融商品の種類の選択に関して柔軟性を与えている。資金調達は、国内長期国債市場を通じて行われるものが最大の割合を占める見込みであり、資金調達の構造は市況に左右される。2020年2月13日現在、2020年の総借入れ必要額の70%の調達が既に完了しており、これは主に2019年にスイッチ・オークションにより事前調達されたものである。

歳入

国家の主な財源は税収である。ポーランドの税制を構成している主要な税金は、付加価値税（VAT）、法人税（CIT）、所得税（PIT）および物品税である。また、地方当局またはこれを代理して行為する税務署が直接徴収する地方税もある。地方税には、農業税、森林税、不動産税および自動車税が含まれる。

付加価値税（VAT）

ポーランドにおける財とサービスの供給およびその他の活動に対して課せられるVATは、付加価値税の共通制度に関する欧州理事会指令2006/112/ECの規制に準拠する。2011年1月1日以降適用されるVAT税率は、以下のとおりである。

- 23.0%（標準税率）
- 軽減税率
 - 8%（特定の食料品、薬品、新聞（地方及び地域の定期刊行物を除く。）、電子新聞、肥料、旅客輸送、レストランサービス業、社会住宅計画の対象となる新築住居構造および住宅建築業等に適用される。）
 - 5%（特定の未加工の農産物、一部のパン、食肉、一部の青果物、乳製品、書籍、電子書籍、オーディオブックならびに地方および地域の定期刊行物等に適用される。）
 - 0%（輸出ならびにEU内での輸入財および一定のサービス（海外輸送等）に適用される。）

さらに、教育サービス、医療および社会福祉サービス、金融サービス等の特定のサービスは、VATを（投入税を控除する権利なしに）免除されている（一部を除く。）。

法人税

CITは、特定の事業体（主に法人）の所得に対して19%の定率で課せられている。二重課税防止条約に特段規定されていない限り、配当金には19%の源泉徴収税が課せられるが、配当金が、在ポーランド法人がEU／欧州経済地域（EEA）加盟国またはスイスにおいて法人税を課せられる事業体に支払うものであり、かつ特定の要件が満たされれば、源泉徴収税は免除される。

二重課税防止条約において特段規定されていない限り、外国企業に対して支払われた利息およびロイヤルティーには20%の源泉徴収税が課せられる。但し、ポーランド居住法人がEU／EEA加盟国において法人税を課せられる一定の適格な関連事業体に支払った利息およびロイヤルティーは、特定の条件及び書類提出要件が満たされた場合、非課税となる場合がある。

2019年1月1日以降、キャピタル・ゲイン以外による所得に対し、また当該課税年度の収入が1.2百万ユーロを超えない納税者であって低額納税者（前課税年度のVATを含む売上高が2百万ユーロ相当額を超えない納税者）の地位を有する者に対し、9%の軽減税率が適用されている。なお、低額納税者としての地位に関する要件は、納税者が経済活動を開始した初課税年度には適用されない。

2018年1月1日以降、CIT法は、キャピタル・ゲインによる所得を新たな収入源として区別している。CIT法上、キャピタル・ゲインとは、株式償還等による所得、配当金、企業内の留保利益、法人の清算により得た資産ならびに投資ファンドおよび株式売却による所得を意味する。その他の種類の収入は、キャピタル・ゲインの分類に含まれない所得からなる。これら2つの収入源は、個別に処理される必要がある。すなわち、それぞれの収入、費用および損失は混合されてはならない。税務上の欠損金は、その後の連続する5課税年度にわたって控除することができるものの、そのうちいずれの課税年度における控除額も、欠損金額の50%を超えてはならない。また、納税者は、2019年に発生した税務上の欠損金から適用されるものとして、発生した欠損金額に等しい額の所得（5百万ズウォティを上限とする。）を、その後の連続する5課税年度のうちの1年度における収入源から控除することができる。

固定資産（ポーランド国内に所在するリース対象の建物）による収入に対する税額は、1ヶ月当たり、納税者の課税基盤の0.035%として計算される。この規定に関して、課税基盤とは、当該課税期間中の毎月1日現在の固定資産の取得原価に等しい収入の総額から、原則として10百万ズウォティを控除した額をいう。かかる税額は、CIT前納額から控除することができる。課税年度中にCIT前納額から控除されなかった建物による収入に対する税額は、納税者の申請により、年次CIT申告書の提出後に還付される可能性がある。

所得税（PIT）

2019年10月1日以降、PITは、85,528ズウォティまでの所得には17%、それ以上の所得には32%を上限とする累進税率により課税される。自営業を営む納税者は、19%を定率とする異なる課税方式を選択することも可能となる。限られた場合ではあるが、かかる納税者は、一括で所得税を納める方法を選択できる場合もある。キャピタル・ゲインによる所得には、19%の所得税が課せられる。

物品税

ポーランドの物品税に関する法律は、EUの物品税に関する一般的な取決めに準拠するとともに、エネルギー製品、アルコール飲料およびタバコ製品への課税に関する特定の規制を含むものである。

これにより、エネルギー製品（ガソリン、軽油、灯油、LPG、天然ガス、燃料油、石炭およびコークス等）、電力、アルコール飲料（エチルアルコール、中間製品、ビール、ワインおよびビール・ワインを除く発酵飲料等）およびタバコ製品（シガレット、シガー、シガリロおよび喫煙用タバコ等）に物品税が課せられる。

物品税は、乗用車および原料葉タバコをはじめとするその他特定の物品にも課せられており、2020年6月30日からは、電子タバコのリキッドおよび新規タバコ製品にも課せられる。エチルアルコール、ビール、ワイン、発酵飲料、中間製品、タバコ製品および原料葉タバコに関しては、2020年1月1日以降、特定の物品に対する税率が10%に引き上げられている。

また、物品税システムは、特定の事業体グループまたは特定の物品（外交関係の目的で使用される物品等）について適用除外を設けている。最近では、低排出ガス車を対象とする税制上の優遇措置が多数導入されている。

国家支出

国家支出の主要素については、「第3.1.(2) 経済—d 社会保障制度」の項を参照のこと。

主要な政府機関の概要

以下は、特定の国営企業情報を表している。

	(単位：千ズウォティ)				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国立商業銀行					
純金利収入	615,458	651,577	776,106	889,076	953,412
手数料およびコミッション による収入（純額）	110,254	120,053	156,596	190,099	218,597
営業利益	435,391	319,236	618,460	558,626	727,819
純利益	380,833	257,041	584,439	514,080	390,207

出典：国立商業銀行の年次報告書

(6) 【公債】

概要

対外債務および対内債務に関する報告上、ポーランドは、国家（すなわち国庫債務）、地方政府および国家財政部門に属する事業体が直接負っている債務のみを公債として分類する。これには国有民営金融機関、その他の国営企業またはNBPの債務を含まない。

以下の表は、当該年度末現在の公共部門の債務総額を示している。

(単位：百万ズウォティ)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国家財政債務	877,282	965,199	961,842	984,313	990,941
中央政府債務	805,109	895,559	892,272	907,316	907,652
うち国庫債務	803,372	893,893	890,687	905,594	905,615
地方政府債務	72,073	69,561	69,504	76,928	83,231
社会保障債務	101	79	65	69	57

出典：財務省

国庫債務

財務省は、発行地および対象投資家の居住地という2つの基準に従って、対内債務と対外債務の分類を行う。これら基準のうち前者については、国内市場において発行されたすべての商品は、保有者の立場（国内または外国）に拘らず、対内債務と分類され、また後者については、すべての商品は、いかなる市場において発行されたかに拘らず、保有者の居住地に従い対外債務または対内債務に分類される。「対外債務総額」の項において、ポーランドの対外債務は、債権者の居住地を基準として分類されている。本項では、債務は発行地を基準として対内、対外に分類されており、対内債務および対外債務はそれぞれ国内の債務および海外の債務を指す。

名目上、ポーランドの国庫債務総額は、2019年12月末現在、9,733億ズウォティであった。

以下の表は、当該期間における各種国庫債務の総額および対名目GDP比率を示している。

(単位：％を除き、百万ズウォティ)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国庫対内債務	543,262	609,203	644,533	674,422	716,453
対名目GDP比率	30.2%	32.7%	32.4%	31.8%	31.5%
国庫対外債務	291,288	319,463	283,940	279,847	256,885
対名目GDP比率	16.2%	17.2%	14.3%	13.2%	11.3%
国庫債務合計	834,551	928,666	928,473	954,269	973,338
対名目GDP比率	46.4%	49.9%	46.7%	45.0%	42.8%
GDP	1,800,243	1,861,149	1,989,351	2,120,480	2,273,556

出典：財務省

債務管理

ポーランドの法律に基づき、財務大臣は、公債の水準を管理する。かかる管理は、直接管理（国庫の場合）および間接管理（国家財政部門に属し、契約上の債務において独立しているその他の事業体の場合）の2つにより構成されている。

ポーランドの規制は、第一に公債の対GDP比率の上限を設けることにより公債の増加を抑制することを目的としている。ポーランド憲法は、公債がGDPの60.0%を超える結果となる債務を負うことを禁止しており、国家財政法では、GDPの55.0%および60.0%を基準として定め、当該基準を超えた場合、憲法上の上限を超えることを防ぐための要件が課せられる（<https://www.gov.pl/web/finance/debt-management-strategies>を参照のこと）。

EUへの加盟以来、ポーランドは安定成長協定（The Stability and Growth Pact）に定められた基準値を遵守することを求められてきた。これには、財政赤字の限度（GDPの3.0%を上限とする。）および公債の限度（GDPの60.0%を上限とする。）に関する基準が含まれる。

国家財政部門の2020年－2023年公債管理戦略（2019年12月に閣僚会議により承認済み）に定められた公債管理戦略の目的は、借換えリスク、為替リスク、金利リスク、国家予算の流動性リスクおよびその他のリスク（特に信用およびオペレーショナルリスク）の適正な水準を維持したうえでの長期的な債務返済コストの最小化、および債務返済コストの期間を分散した配賦にある。

公債管理戦略の目的は、2つの主要な戦略を通じて推進されている。

- ・ 適切な市場、公債管理手段、資金調達要件の構成および発行日の選択を通じて、公債の大きな部分を占める債券類の最も長い満期までの期間内におけるコストを最小化させる債券類の選択を行うこと。
- ・ 国庫証券市場の効率性を確保し、国庫証券の利回りの低下に寄与すること。この戦略は、市場の組織およびインフラにおける潜在的な不利な要因を排除または制限することに焦点を合わせている。

借換えリスク

借換えリスクの管理のため、国内市場における国家予算の借入れ必要額の調達において、中長期債務は、状況に応じて主要な役割を担い続けている。公債管理戦略は、将来的に、債務の償還の均等な配分を実現することを目標としている。さらに、対内債務の償還までの平均年限（ATM）については、約4.5年の水準を維持することを目指している。また国庫債務全体のATMについては、約5年を維持することを目指している。「第3.1.（4）通貨・金融制度－資本市場－国庫証券」の項を参照のこと。

為替リスク

為替リスクの管理のため、公債管理戦略は、国庫債務に占める外貨建債務の割合により判断される為替リスクを25%未満に削減するとともに同戦略の期間中にさらに段階的に削減し、かつユーロの（スワップ後の）実質的な割合を最低70%で維持するように設計されている（「本戦略」）。また、理想的な債務の通貨構造を形成するために、金融派生商品を利用することも可能である。

金利リスク

金利リスクの管理のため、公債管理戦略は、対内債務の更新までの平均年限（ATR）を2.8年から3.8年までの間に維持し、また、変動利付債、インフレ連動債および金融派生商品の利用により、金利リスク管理と借換えリスク管理を分離するように設計されている。この戦略では、対外債務の金利リスクの現在の水準は、コスト最小化を妨げないことが見込まれている。

国家予算の流動性リスク

国家予算の流動性リスクの管理のため、公債管理戦略は、国家予算の流動資金を効率的に管理する一方で、安全な水準に維持するよう設計されている。流動資金の水準は、年間での国庫証券の均等な供給に努めるとともに季節的な要因も考慮したうえで、現在の、および今後予想される予算および市場の状況により決定される。国家予算資金の通貨構成および流動性プロファイルの管理において、外貨資金および金融派生商品取引を利用することも可能である。

信用およびオペレーショナルリスク

信用およびオペレーショナルリスクの管理のため、公債管理戦略には、信用力の高い事業体との金融派生商品取引を成立すること、金融派生商品に関する取引を行う際に信用リスクを制限し、分散させる商品（担保契約を含む。）を利用すること、および無担保取引により生じる信用リスクを分散することが含まれる。同戦略の期間中に、信用リスクを負うことなくより有利な条件で取引を行うことを可能にする、現在の市場のベストプラクティスに従った追加的な担保契約を成立させることが計画されている。

債務返済コストの期間を分散した配賦

公債管理戦略では、債券のクーポンを、その販売期間にわたる予想利回りをわずかに下回る水準に設定し、債務返済コストを各年に均等に配賦することが必要とされており、これらは、金融派生商品の利用を通じても行われる。

国庫対内債務

ポーランドの国庫対内債務は、2019年12月末現在、7,165億ズウォティである。

対内公債は3種類に分けられる。

- ・ 国内の発行市場において市場価格で入札を通じて国庫証券ディーラー向けに発行された固定・変動利付債およびCPIリンク債を含む、満期まで30年以下の市場性のある国庫証券。
- ・ 顧客サービス店舗を通じて額面価額で個人向けに販売され、自由に取引することができない、現在満期まで12年以下の固定・変動利付貯蓄債券。
- ・ その他の債務（主に国家財政部門に属する事業体の供託金および裁判所の供託金）。

2019年12月末現在、市場性のある国庫証券は国庫対内債務の約90%を占めた。

国庫対内債務
発行時に満期償還まで1年超であった市場性国債
2019年12月31日現在

債券番号(略称)	発行日	満期日	ISINコード	残高(百万ズウォティ)	利率(%)
WZ0120	2015年3月30日	2020年1月25日	PL0000108601	5,498.787	変動
WZ0121	2010年3月19日	2021年1月25日	PL0000106068	26,041.350	変動
PP0722	2017年7月21日	2022年7月21日	PL0000110086	2,000.000	変動
WZ1122	2016年8月1日	2022年11月25日	PL0000109377	30,525.431	変動
WZ0124	2013年2月15日	2024年1月25日	PL0000107454	25,984.089	変動
WZ0524	2018年2月26日	2024年5月25日	PL0000110615	29,768.682	変動
WZ0525	2019年5月27日	2025年5月25日	PL0000111738	14,479.285	変動
WZ0126	2015年8月10日	2026年1月25日	PL0000108817	24,716.480	変動
WZ0528	2017年11月13日	2028年5月25日	PL0000110383	28,911.464	変動
WZ1129	2019年7月15日	2029年11月25日	PL0000111928	8,000.923	変動
合計				195,926.49	
OK0720	2017年10月27日	2020年7月25日	PL0000110375	4,260.694	0.00
OK0521	2018年11月19日	2021年5月25日	PL0000111274	16,485.607	0.00
OK0722	2019年10月29日	2022年7月25日	PL0000112165	4,007.630	0.00
合計				24,753.93	
PS0420	2015年1月14日	2020年4月25日	PL0000108510	14,478.871	1.50
PS0421	2015年10月12日	2021年4月25日	PL0000108916	26,798.293	2.00
PS0721	2016年3月29日	2021年7月25日	PL0000109153	30,195.157	1.75
PS0422	2016年10月25日	2022年4月25日	PL0000109492	28,711.511	2.25
PS0123	2017年8月7日	2023年1月25日	PL0000110151	32,685.378	2.50
PS0424	2018年10月8日	2024年4月25日	PL0000111191	32,053.130	2.50
PS1024	2019年5月13日	2024年10月25日	PL0000111720	18,212.879	2.25
合計				183,135.22	
DS1020	2010年7月25日	2020年7月25日	PL0000106126	11,154.254	5.25
DS1021	2011年7月25日	2021年7月25日	PL0000106670	16,181.628	5.75
DS1023	2012年7月25日	2023年7月25日	PL0000107264	26,786.861	4.00
DS0725	2014年6月9日	2025年7月25日	PL0000108197	28,428.531	3.25
DS0726	2006年10月25日	2026年7月25日	PL0000108866	36,934.794	2.50
DS0727	2008年10月25日	2027年7月25日	PL0000109427	31,971.360	2.50
DS1029	2019年2月11日	2029年10月25日	PL0000111498	20,200.010	2.75
合計				171,657.44	
WS0922	2002年4月22日	2022年9月23日	PL0000102646	22,529.065	5.75
WS0428	2013年5月20日	2028年4月25日	PL0000107611	30,207.558	2.75
WS0429	2008年9月12日	2029年4月25日	PL0000105391	8,680.338	2.75
WS0437	2007年6月15日	2037年4月25日	PL0000104857	1,246.504	5.00
WS0447	2017年2月20日	2047年4月25日	PL0000109795	3,161.110	4.00
合計				65,824.58	
IZ0823(1)	2008年8月25日	2023年8月25日	PL0000105359	3,889.092	2.75

出典：財務省

注記：

(1) IZシリーズの発行金額および残高は、当初の額面価額を表示している。

国庫対内債務

発行時に満期償還まで1年超であった個人投資家向け国債

2019年12月31日現在

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
(百万ズウォティ)					
OTS0120	2019年10月1日	購入日から3ヶ月後	1,000	523.94	1.50%
OTS0220	2019年11月1日	購入日から3ヶ月後	1,000	463.78	1.50%
OTS0320	2019年12月1日	購入日から3ヶ月後	1,000	423.86	1.50%
			3,000	1,411.59	
P0S0420	2019年6月1日	購入日から10ヶ月後	1,000	563.47	1.50%
			1,000	563.47	
D0S0120	2018年1月1日	購入日から2年後	1,000	283.58	2.10%
D0S0220	2018年2月1日	購入日から2年後	1,000	391.70	2.10%
D0S0320	2018年3月1日	購入日から2年後	1,000	293.81	2.10%
D0S0420	2018年4月1日	購入日から2年後	1,000	231.68	2.10%
D0S0520	2018年5月1日	購入日から2年後	1,000	212.02	2.10%
D0S0620	2018年6月1日	購入日から2年後	1,000	201.00	2.10%
D0S0720	2018年7月1日	購入日から2年後	1,000	336.00	2.10%
D0S0820	2018年8月1日	購入日から2年後	1,000	266.26	2.10%
D0S0920	2018年9月1日	購入日から2年後	1,000	236.73	2.10%
D0S1020	2018年10月1日	購入日から2年後	1,000	481.51	2.10%
D0S1120	2018年11月1日	購入日から2年後	1,000	280.43	2.10%
D0S1220	2018年12月1日	購入日から2年後	1,000	259.91	2.10%
D0S0121	2019年1月1日	購入日から2年後	1,000	304.60	2.10%
D0S0221	2019年2月1日	購入日から2年後	1,000	246.43	2.10%
D0S0321	2019年3月1日	購入日から2年後	1,000	296.82	2.10%
D0S0421	2019年4月1日	購入日から2年後	1,000	324.18	2.10%
D0S0521	2019年5月1日	購入日から2年後	1,000	319.09	2.10%
D0S0621	2019年6月1日	購入日から2年後	1,000	256.90	2.10%
D0S0721	2019年7月1日	購入日から2年後	1,000	332.15	2.10%
D0S0821	2019年8月1日	購入日から2年後	1,000	301.66	2.10%
D0S0921	2019年9月1日	購入日から2年後	1,000	272.13	2.10%
D0S1021	2019年10月1日	購入日から2年後	1,000	381.14	2.10%
D0S1121	2019年11月1日	購入日から2年後	1,000	296.79	2.10%
D0S1221	2019年12月1日	購入日から2年後	1,000	319.28	2.10%
合計			24,000	7,125.82	
TOZ0120	2017年1月1日	購入日から3年後	500	19.29	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0220	2017年2月1日	購入日から3年後	500	32.08	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0320	2017年3月1日	購入日から3年後	500	12.27	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0420	2017年4月1日	購入日から3年後	500	11.33	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
(百万ズウォティ)					
TOZ0520	2017年5月1日	購入日から3年後	500	24.95	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0620	2017年6月1日	購入日から3年後	500	11.52	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0720	2017年7月1日	購入日から3年後	500	9.09	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0820	2017年8月1日	購入日から3年後	500	22.75	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0920	2017年9月1日	購入日から3年後	500	12.77	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1020	2017年10月1日	購入日から3年後	500	11.85	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1120	2017年11月1日	購入日から3年後	500	21.96	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1220	2017年12月1日	購入日から3年後	500	12.08	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0121	2018年1月1日	購入日から3年後	500	14.08	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0221	2018年2月1日	購入日から3年後	500	19.19	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0321	2018年3月1日	購入日から3年後	500	10.54	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0421	2018年4月1日	購入日から3年後	500	6.74	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0521	2018年5月1日	購入日から3年後	500	12.34	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0621	2018年6月1日	購入日から3年後	500	12.88	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0721	2018年7月1日	購入日から3年後	500	11.78	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0821	2018年8月1日	購入日から3年後	500	17.48	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0921	2018年9月1日	購入日から3年後	500	15.24	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1021	2018年10月1日	購入日から3年後	500	11.83	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1121	2018年11月1日	購入日から3年後	500	17.50	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ1221	2018年12月1日	購入日から3年後	500	11.55	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0122	2019年1月1日	購入日から3年後	1,000	11.37	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0222	2019年2月1日	購入日から3年後	1,000	13.88	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0322	2019年3月1日	購入日から3年後	1,000	12.08	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0422	2019年4月1日	購入日から3年後	1,000	12.21	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0522	2019年5月1日	購入日から3年後	1,000	19.28	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0622	2019年6月1日	購入日から3年後	1,000	11.57	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0722	2019年7月1日	購入日から3年後	1,000	13.40	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)
TOZ0822	2019年8月1日	購入日から3年後	1,000	17.99	変動(6ヶ月 WIBOR×1.00)

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
			(百万ズウォティ)		
TOZ0922	2019年9月1日	購入日から3年後	1,000	12.05	変動(6ヶ月WIBOR×1.00)
TOZ1022	2019年10月1日	購入日から3年後	1,000	16.28	変動(6ヶ月WIBOR×1.00)
TOZ1122	2019年11月1日	購入日から3年後	1,000	17.64	変動(6ヶ月WIBOR×1.00)
TOZ1222	2019年12月1日	購入日から3年後	1,000	16.60	変動(6ヶ月WIBOR×1.00)
合計			24,000	537.44	
COI0120	2016年1月1日	購入日から4年後	500	27.92	変動
COI0220	2016年2月1日	購入日から4年後	500	36.92	変動
COI0320	2016年3月1日	購入日から4年後	500	36.32	変動
COI0420	2016年4月1日	購入日から4年後	500	37.84	変動
COI0520	2016年5月1日	購入日から4年後	500	35.60	変動
COI0620	2016年6月1日	購入日から4年後	500	29.06	変動
COI0720	2016年7月1日	購入日から4年後	500	35.13	変動
COI0820	2016年8月1日	購入日から4年後	500	43.08	変動
COI0920	2016年9月1日	購入日から4年後	500	36.00	変動
COI1020	2016年10月1日	購入日から4年後	500	114.80	変動
COI1120	2016年11月1日	購入日から4年後	500	52.40	変動
COI1220	2016年12月1日	購入日から4年後	500	56.93	変動
COI0121	2017年1月1日	購入日から4年後	500	125.35	変動
COI0221	2017年2月1日	購入日から4年後	500	155.19	変動
COI0321	2017年3月1日	購入日から4年後	500	203.77	変動
COI0421	2017年4月1日	購入日から4年後	500	227.11	変動
COI0521	2017年5月1日	購入日から4年後	500	228.22	変動
COI0621	2017年6月1日	購入日から4年後	500	167.08	変動
COI0721	2017年7月1日	購入日から4年後	500	156.63	変動
COI0821	2017年8月1日	購入日から4年後	500	221.20	変動
COI0921	2017年9月1日	購入日から4年後	500	160.59	変動
COI1021	2017年10月1日	購入日から4年後	500	245.28	変動
COI1121	2017年11月1日	購入日から4年後	500	232.46	変動
COI1221	2017年12月1日	購入日から4年後	500	184.66	変動
COI0122	2018年1月1日	購入日から4年後	500	255.93	変動
COI0222	2018年2月1日	購入日から4年後	500	268.42	変動
COI0322	2018年3月1日	購入日から4年後	500	226.14	変動
COI0422	2018年4月1日	購入日から4年後	500	224.17	変動
COI0522	2018年5月1日	購入日から4年後	500	186.71	変動
COI0622	2018年6月1日	購入日から4年後	500	186.27	変動
COI0722	2018年7月1日	購入日から4年後	500	256.53	変動
COI0822	2018年8月1日	購入日から4年後	500	234.27	変動
COI0922	2018年9月1日	購入日から4年後	500	253.16	変動
COI1022	2018年10月1日	購入日から4年後	500	429.82	変動
COI1122	2018年11月1日	購入日から4年後	500	388.92	変動
COI1222	2018年12月1日	購入日から4年後	500	337.90	変動
COI0123	2019年1月1日	購入日から4年後	1,000	319.05	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
(百万ズウォティ)					
C0I0223	2019年2月1日	購入日から4年後	1,000	288.83	変動
C0I0323	2019年3月1日	購入日から4年後	1,000	221.54	変動
C0I0423	2019年4月1日	購入日から4年後	1,000	335.77	変動
C0I0523	2019年5月1日	購入日から4年後	1,000	358.41	変動
C0I0623	2019年6月1日	購入日から4年後	1,000	305.03	変動
C0I0723	2019年7月1日	購入日から4年後	1,000	563.72	変動
C0I0823	2019年8月1日	購入日から4年後	1,000	768.74	変動
C0I0923	2019年9月1日	購入日から4年後	1,000	705.36	変動
C0I1023	2019年10月1日	購入日から4年後	1,000	848.28	変動
C0I1123	2019年11月1日	購入日から4年後	1,000	721.61	変動
C0I1223	2019年12月1日	購入日から4年後	1,000	683.03	変動
合計			30,000	12,217.15	
ROS1022	2016年10月1日	購入日から6年後	500	0.41	変動
ROS1122	2016年11月1日	購入日から6年後	500	0.64	変動
ROS1222	2016年12月1日	購入日から6年後	500	0.38	変動
ROS0123	2017年1月1日	購入日から6年後	500	0.48	変動
ROS0223	2017年2月1日	購入日から6年後	500	0.41	変動
ROS0323	2017年3月1日	購入日から6年後	500	0.91	変動
ROS0423	2017年4月1日	購入日から6年後	500	0.57	変動
ROS0523	2017年5月1日	購入日から6年後	500	0.65	変動
ROS0623	2017年6月1日	購入日から6年後	500	0.49	変動
ROS0723	2017年7月1日	購入日から6年後	500	0.44	変動
ROS0823	2017年8月1日	購入日から6年後	500	0.73	変動
ROS0923	2017年9月1日	購入日から6年後	500	0.67	変動
ROS1023	2017年10月1日	購入日から6年後	500	0.67	変動
ROS1123	2017年11月1日	購入日から6年後	500	0.91	変動
ROS1223	2017年12月1日	購入日から6年後	500	1.14	変動
ROS0124	2018年1月1日	購入日から6年後	500	1.24	変動
ROS0224	2018年2月1日	購入日から6年後	500	0.92	変動
ROS0324	2018年3月1日	購入日から6年後	500	1.27	変動
ROS0424	2018年4月1日	購入日から6年後	500	0.80	変動
ROS0524	2018年5月1日	購入日から6年後	500	0.98	変動
ROS0624	2018年6月1日	購入日から6年後	500	1.14	変動
ROS0724	2018年7月1日	購入日から6年後	500	1.10	変動
ROS0824	2018年8月1日	購入日から6年後	500	0.95	変動
ROS0924	2018年9月1日	購入日から6年後	500	1.40	変動
ROS1024	2018年10月1日	購入日から6年後	500	1.15	変動
ROS1124	2018年11月1日	購入日から6年後	500	1.48	変動
ROS1224	2018年12月1日	購入日から6年後	500	1.04	変動
ROS0125	2019年1月1日	購入日から6年後	500	1.44	変動
ROS0225	2019年2月1日	購入日から6年後	500	1.16	変動
ROS0325	2019年3月1日	購入日から6年後	500	1.56	変動
ROS0425	2019年4月1日	購入日から6年後	500	1.42	変動
ROS0525	2019年5月1日	購入日から6年後	500	1.53	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
			(百万ズウォティ)		
ROS0625	2019年6月1日	購入日から6年後	500	1.33	変動
ROS0725	2019年7月1日	購入日から6年後	500	2.41	変動
ROS0825	2019年8月1日	購入日から6年後	500	5.20	変動
ROS0925	2019年9月1日	購入日から6年後	500	4.21	変動
ROS1025	2019年10月1日	購入日から6年後	500	5.41	変動
ROS1125	2019年11月1日	購入日から6年後	500	5.88	変動
ROS1225	2019年12月1日	購入日から6年後	500	6.65	変動
合計			19,500	61.15	
ED00120	2010年1月1日	購入日から10年後	500	85.63	変動
ED00220	2010年2月1日	購入日から10年後	500	86.86	変動
ED00320	2010年3月1日	購入日から10年後	500	126.35	変動
ED00420	2010年4月1日	購入日から10年後	500	14.43	変動
ED00520	2010年5月1日	購入日から10年後	500	24.26	変動
ED00620	2010年6月1日	購入日から10年後	500	15.32	変動
ED00720	2010年7月1日	購入日から10年後	500	21.60	変動
ED00820	2010年8月1日	購入日から10年後	500	19.05	変動
ED00920	2010年9月1日	購入日から10年後	500	17.44	変動
ED01020	2010年10月1日	購入日から10年後	500	36.03	変動
ED01120	2010年11月1日	購入日から10年後	500	18.91	変動
ED01220	2010年12月1日	購入日から10年後	500	23.56	変動
ED00121	2011年1月1日	購入日から10年後	500	24.40	変動
ED00221	2011年2月1日	購入日から10年後	500	53.74	変動
ED00321	2011年3月1日	購入日から10年後	500	47.76	変動
ED00421	2011年4月1日	購入日から10年後	500	27.43	変動
ED00521	2011年5月1日	購入日から10年後	500	29.07	変動
ED00621	2011年6月1日	購入日から10年後	500	19.30	変動
ED00721	2011年7月1日	購入日から10年後	500	27.44	変動
ED00821	2011年8月1日	購入日から10年後	500	32.02	変動
ED00921	2011年9月1日	購入日から10年後	500	22.17	変動
ED01021	2011年10月1日	購入日から10年後	500	19.41	変動
ED01121	2011年11月1日	購入日から10年後	500	41.50	変動
ED01221	2011年12月1日	購入日から10年後	500	33.78	変動
ED00122	2012年1月1日	購入日から10年後	500	36.76	変動
ED00222	2012年2月1日	購入日から10年後	500	80.25	変動
ED00322	2012年3月1日	購入日から10年後	500	65.69	変動
ED00422	2012年4月1日	購入日から10年後	500	57.39	変動
ED00522	2012年5月1日	購入日から10年後	500	70.50	変動
ED00622	2012年6月1日	購入日から10年後	500	133.42	変動
ED00722	2012年7月1日	購入日から10年後	500	33.51	変動
ED00822	2012年8月1日	購入日から10年後	500	34.78	変動
ED00922	2012年9月1日	購入日から10年後	500	36.36	変動
ED01022	2012年10月1日	購入日から10年後	500	48.45	変動
ED01122	2012年11月1日	購入日から10年後	500	33.25	変動
ED01222	2012年12月1日	購入日から10年後	500	27.09	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
(百万ズウォティ)					
ED00123	2013年1月1日	購入日から10年後	500	44.42	変動
ED00223	2013年2月1日	購入日から10年後	500	24.33	変動
ED00323	2013年3月1日	購入日から10年後	500	21.53	変動
ED00423	2013年4月1日	購入日から10年後	500	22.34	変動
ED00523	2013年5月1日	購入日から10年後	500	13.95	変動
ED00623	2013年6月1日	購入日から10年後	500	15.84	変動
ED00723	2013年7月1日	購入日から10年後	500	20.42	変動
ED00823	2013年8月1日	購入日から10年後	500	12.71	変動
ED00923	2013年9月1日	購入日から10年後	500	9.73	変動
ED01023	2013年10月1日	購入日から10年後	500	13.56	変動
ED01123	2013年11月1日	購入日から10年後	500	12.71	変動
ED01223	2013年12月1日	購入日から10年後	500	17.12	変動
ED00124	2014年1月1日	購入日から10年後	500	29.59	変動
ED00224	2014年2月1日	購入日から10年後	500	22.10	変動
ED00324	2014年3月1日	購入日から10年後	500	13.85	変動
ED00424	2014年4月1日	購入日から10年後	500	14.76	変動
ED00524	2014年5月1日	購入日から10年後	500	13.86	変動
ED00624	2014年6月1日	購入日から10年後	500	8.72	変動
ED00724	2014年7月1日	購入日から10年後	500	9.91	変動
ED00824	2014年8月1日	購入日から10年後	500	13.06	変動
ED00924	2014年9月1日	購入日から10年後	500	8.05	変動
ED01024	2014年10月1日	購入日から10年後	500	10.95	変動
ED01124	2014年11月1日	購入日から10年後	500	13.95	変動
ED01224	2014年12月1日	購入日から10年後	500	33.95	変動
ED00125	2015年1月1日	購入日から10年後	500	29.80	変動
ED00225	2015年2月1日	購入日から10年後	500	29.70	変動
ED00325	2015年3月1日	購入日から10年後	500	22.75	変動
ED00425	2015年4月1日	購入日から10年後	500	10.34	変動
ED00525	2015年5月1日	購入日から10年後	500	11.03	変動
ED00625	2015年6月1日	購入日から10年後	500	8.73	変動
ED00725	2015年7月1日	購入日から10年後	500	7.89	変動
ED00825	2015年8月1日	購入日から10年後	500	17.35	変動
ED00925	2015年9月1日	購入日から10年後	500	23.35	変動
ED01025	2015年10月1日	購入日から10年後	500	8.45	変動
ED01125	2015年11月1日	購入日から10年後	500	17.26	変動
ED01225	2015年12月1日	購入日から10年後	500	20.22	変動
ED00126	2016年1月1日	購入日から10年後	500	30.75	変動
ED00226	2016年2月1日	購入日から10年後	500	31.67	変動
ED00326	2016年3月1日	購入日から10年後	500	14.84	変動
ED00426	2016年4月1日	購入日から10年後	500	16.11	変動
ED00526	2016年5月1日	購入日から10年後	500	18.52	変動
ED00626	2016年6月1日	購入日から10年後	500	9.58	変動
ED00726	2016年7月1日	購入日から10年後	500	16.84	変動
ED00826	2016年8月1日	購入日から10年後	500	10.91	変動
ED00926	2016年9月1日	購入日から10年後	500	9.94	変動
ED01026	2016年10月1日	購入日から10年後	500	36.84	変動
ED01126	2016年11月1日	購入日から10年後	500	14.21	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
			(百万ズウォティ)		
ED01226	2016年12月1日	購入日から10年後	500	28.09	変動
ED00127	2017年1月1日	購入日から10年後	500	55.89	変動
ED00227	2017年2月1日	購入日から10年後	500	35.80	変動
ED00327	2017年3月1日	購入日から10年後	500	37.34	変動
ED00427	2017年4月1日	購入日から10年後	500	26.25	変動
ED00527	2017年5月1日	購入日から10年後	500	40.07	変動
ED00627	2017年6月1日	購入日から10年後	500	32.85	変動
ED00727	2017年7月1日	購入日から10年後	500	36.81	変動
ED00827	2017年8月1日	購入日から10年後	500	37.95	変動
ED00927	2017年9月1日	購入日から10年後	500	36.33	変動
ED01027	2017年10月1日	購入日から10年後	500	53.01	変動
ED01127	2017年11月1日	購入日から10年後	500	66.39	変動
ED01227	2017年12月1日	購入日から10年後	500	75.95	変動
ED00128	2018年1月1日	購入日から10年後	500	110.21	変動
ED00228	2018年2月1日	購入日から10年後	500	93.53	変動
ED00328	2018年3月1日	購入日から10年後	500	66.02	変動
ED00428	2018年4月1日	購入日から10年後	500	66.11	変動
ED00528	2018年5月1日	購入日から10年後	500	67.17	変動
ED00628	2018年6月1日	購入日から10年後	500	57.91	変動
ED00728	2018年7月1日	購入日から10年後	500	68.85	変動
ED00828	2018年8月1日	購入日から10年後	500	62.71	変動
ED00928	2018年9月1日	購入日から10年後	500	62.54	変動
ED01028	2018年10月1日	購入日から10年後	500	151.83	変動
ED01128	2018年11月1日	購入日から10年後	500	94.72	変動
ED01228	2018年12月1日	購入日から10年後	500	97.72	変動
ED00129	2019年1月1日	購入日から10年後	1,000	154.04	変動
ED00229	2019年2月1日	購入日から10年後	1,000	100.75	変動
ED00329	2019年3月1日	購入日から10年後	1,000	82.51	変動
ED00429	2019年4月1日	購入日から10年後	1,000	89.35	変動
ED00529	2019年5月1日	購入日から10年後	1,000	105.29	変動
ED00629	2019年6月1日	購入日から10年後	1,000	103.48	変動
ED00729	2019年7月1日	購入日から10年後	1,000	155.07	変動
ED00829	2019年8月1日	購入日から10年後	1,000	166.24	変動
ED00929	2019年9月1日	購入日から10年後	1,000	162.41	変動
ED01029	2019年10月1日	購入日から10年後	1,000	182.37	変動
ED01129	2019年11月1日	購入日から10年後	1,000	164.71	変動
ED01229	2019年12月1日	購入日から10年後	1,000	187.19	変動
合計			66,000	5,578.87	
ROD1028	2016年10月1日	購入日から12年後	500	0.28	変動
ROD1128	2016年11月1日	購入日から12年後	500	0.61	変動
ROD1228	2016年12月1日	購入日から12年後	500	0.61	変動
ROD0129	2017年1月1日	購入日から12年後	500	0.47	変動
ROD0229	2017年2月1日	購入日から12年後	500	0.45	変動
ROD0329	2017年3月1日	購入日から12年後	500	0.64	変動
ROD0429	2017年4月1日	購入日から12年後	500	0.44	変動
ROD0529	2017年5月1日	購入日から12年後	500	0.56	変動

債券番号	発行日	満期日(1)	発行金額	残高	利率
(百万ズウォティ)					
ROD0629	2017年6月1日	購入日から12年後	500	0.54	変動
ROD0729	2017年7月1日	購入日から12年後	500	0.54	変動
ROD0829	2017年8月1日	購入日から12年後	500	0.59	変動
ROD0929	2017年9月1日	購入日から12年後	500	0.66	変動
ROD1029	2017年10月1日	購入日から12年後	500	0.73	変動
ROD1129	2017年11月1日	購入日から12年後	500	1.02	変動
ROD1229	2017年12月1日	購入日から12年後	500	1.38	変動
ROD0130	2018年1月1日	購入日から12年後	500	1.51	変動
ROD0230	2018年2月1日	購入日から12年後	500	1.24	変動
ROD0330	2018年3月1日	購入日から12年後	500	1.29	変動
ROD0430	2018年4月1日	購入日から12年後	500	0.94	変動
ROD0530	2018年5月1日	購入日から12年後	500	1.15	変動
ROD0630	2018年6月1日	購入日から12年後	500	1.07	変動
ROD0730	2018年7月1日	購入日から12年後	500	1.28	変動
ROD0830	2018年8月1日	購入日から12年後	500	1.32	変動
ROD0930	2018年9月1日	購入日から12年後	500	1.45	変動
ROD1030	2018年10月1日	購入日から12年後	500	1.28	変動
ROD1130	2018年11月1日	購入日から12年後	500	1.80	変動
ROD1230	2018年12月1日	購入日から12年後	500	1.59	変動
ROD0131	2019年1月1日	購入日から12年後	500	1.41	変動
ROD0231	2019年2月1日	購入日から12年後	500	1.41	変動
ROD0331	2019年3月1日	購入日から12年後	500	1.66	変動
ROD0431	2019年4月1日	購入日から12年後	500	1.59	変動
ROD0531	2019年5月1日	購入日から12年後	500	1.80	変動
ROD0631	2019年6月1日	購入日から12年後	500	1.62	変動
ROD0731	2019年7月1日	購入日から12年後	500	3.30	変動
ROD0831	2019年8月1日	購入日から12年後	500	6.04	変動
ROD0931	2019年9月1日	購入日から12年後	500	6.52	変動
ROD1031	2019年10月1日	購入日から12年後	500	6.37	変動
ROD1131	2019年11月1日	購入日から12年後	500	7.32	変動
ROD1231	2019年12月1日	購入日から12年後	500	9.05	変動
合計			19,500	73.52	

出典：財務省

注記：

(1) 満期日を「購入日」後から特定の期間経過後の日として表示されている債券は、表記の発行日から1ヶ月以内に購入者に対して販売され、かかる満期日に償還されるものである。

国庫対外債務

2019年12月31日現在、ポーランドの国庫対外債務残高は2,569億ズウォティであった。かかる債務の約75%は海外で発行したソブリン債である。

以下の表は、当該年度における国庫対外債務未償還元本額の詳細を示している。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
中・長期ローン					
欧州投資銀行	10,324	10,244	9,754	9,006	8,108
世界銀行	7,219	7,171	7,016	6,754	6,512
欧州開発銀行評議会	210	206	211	221	212
ローン合計	17,753	17,622	16,980	15,981	14,832
債券					
債券	50,599	54,586	51,093	49,100	45,491
短期国庫対外債務	2	4	4	0	0
国庫対外債務合計	68,353	72,211	68,076	65,081	60,323
出典：財務省					

以下の表は、2019年12月31日現在の国庫対外債務を通貨別に示したものである。

	原通貨額 (単位：百万)	ユーロ相当額 (単位：百万ユーロ)	%
ユーロ	48,329	48,329	80.1
ドル	10,571	9,427	15.6
日本円	256,600	2,106	3.5
スイス・フラン	500	460	0.8
合計		60,323	100.0
出典：財務省			

発行時に満期償還まで1年超であった

国庫対外債務

2019年12月31日現在

	元本金額 (単位：百万ドル)					
	通貨	発行年	満期年	固定利率	変動利率	利率(1) (%)
68億円2.6475%債券	日本円	2004年	2034年	62.60	—	2.6475
168億円3.22%債券	日本円	2004年	2034年	154.65	—	3.220
52.5億ユーロ4.2%債券	ユーロ	2005年	2020年	5,887.02	—	4.200
500百万ユーロ4.45%債券	ユーロ	2005年	2035年	560.67	—	4.450
500百万ユーロ4.25%債券	ユーロ	2005年	2055年	560.67	—	4.250
100百万ドル5.408%債券	ドル	2005年	2035年	100.00	—	5.408
500億円2.24%債券	日本円	2005年	2021年	460.27	—	2.240
600億円2.62%債券	日本円	2006年	2026年	552.32	—	2.620
15億ユーロ4.5%債券	ユーロ	2007年	2022年	1,682.00	—	4.500
500億円2.81%債券	日本円	2007年	2037年	460.27	—	2.810
250億円3.3%債券	日本円	2008年	2038年	230.13	—	3.300
410百万ユーロ5.125%債券	ユーロ	2009年	2024年	459.75	—	5.125
30億ユーロ5.25%債券	ユーロ	2010年	2025年	3,364.01	—	5.250
20億ユーロ4.0%債券	ユーロ	2010年	2021年	2,242.67	—	4.000
280億円3.0%債券	日本円	2011年	2026年	257.75	—	3.000
20億ドル5.125%債券	ドル	2011年	2021年	1,721.00	—	5.125
460百万ユーロ5.361%債券	ユーロ	2011年	2026年	515.81	—	5.361
30億ドル5.0%債券	ドル	2011年	2022年	3,000.00	—	5.000
527百万ユーロ4.814%債券	ユーロ	2012年	2022年	590.94	—	4.814
15億ユーロ3.75%債券	ユーロ	2012年	2023年	1,682.00	—	3.750
20億ドル3.0%債券	ドル	2012年	2023年	2,000.00	—	3.000
25億ユーロ3.375%債券	ユーロ	2012年	2024年	2,803.34	—	3.375
100億円2.5%債券	日本円	2012年	2027年	92.05	—	2.500
300百万ユーロ3.3%債券	ユーロ	2013年	2033年	336.40	—	3.300
100億円0.91%債券	日本円	2013年	2020年	92.05	—	0.910
20億ユーロ3.0%債券	ユーロ	2014年	2024年	2,242.67	—	3.000
20億ドル4.0%債券	ドル	2014年	2024年	2,000.00	—	4.000

	通貨	発行年	満期年	元本金額 (単位：百万ドル)		利率(1) (%)
				固定利率	変動利率	
300百万ユーロ3.272%債券	ユーロ	2014年	2034年	336.40	—	3.272
500百万スイス・フラン1.0%債券	スイス・フラン	2014年	2021年	516.27	—	1.000
10億ユーロ0.875%債券	ユーロ	2015年	2027年	1,121.34	—	0.875
10億ユーロ1.5%債券	ユーロ	2015年	2025年	1,121.34	—	1.500
17.5億ユーロ0.875%債券	ユーロ	2015年	2021年	1,962.34	—	0.875
10億ユーロ1.5%債券	ユーロ	2016年	2026年	1,121.34	—	1.500
20億ユーロ2.375%債券	ユーロ	2016年	2036年	2,242.67	—	2.375
17.5億ドル3.25%債券	ドル	2016年	2026年	1,750.00	—	3.250
750百万ユーロ1.0%債券	ユーロ	2016年	2028年	841.00	—	1.000
500百万ユーロ2.0%債券	ユーロ	2016年	2046年	560.67	—	2.000
750百万ユーロ0.5%債券	ユーロ	2016年	2021年	841.00	—	0.500
10億ユーロ1.375%債券	ユーロ	2017年	2027年	1,121.34	—	1.375
10億ユーロ1.125%債券	ユーロ	2018年	2026年	1,121.34	—	1.125
15億ユーロ1.0%債券	ユーロ	2019年	2029年	1,682.00	—	1.000
5億ユーロ2.0%債券	ユーロ	2019年	2049年	560.67	—	2.000
欧州投資銀行(1.9949)	ユーロ	1998年	2022年	39.84	—	5.45
欧州投資銀行(20.574)	ユーロ	2000年	2020年	1.77	—	4.62
欧州投資銀行(21.223)	ユーロ	2001年	2020年	3.67	—	4.13
欧州投資銀行(21.153)	ユーロ	2001年	2020年	13.19	—	4.69
欧州投資銀行(21.229)	ユーロ	2001年	2020年	12.20	—	4.03
欧州投資銀行(21.424)	ユーロ	2001年	2031年	140.89	—	4.53
欧州投資銀行(21.605)	ユーロ	2002年	2026年	31.26	—	4.22
欧州投資銀行(22.290)	ユーロ	2003年	2030年	297.44	—	4.58
欧州投資銀行(22.070)	ユーロ	2003年	2032年	38.50	—	4.59
欧州投資銀行(22.896)	ユーロ	2004年	2025年	66.08	—	4.21
欧州投資銀行(23.715)	ユーロ	2006年	2027年	198.94	—	4.53
欧州投資銀行(24.128)	ユーロ	2007年	2042年	178.05	—	2.36
欧州投資銀行(25.093)	ユーロ	2009年	2019年	140.17	—	0.00
欧州投資銀行(25.771-01)	ユーロ	2010年	2020年	672.80	—	0.00
欧州投資銀行(25.771-02)	ユーロ	2011年	2025年	672.80	—	3.72
欧州投資銀行(25.771-03)	ユーロ	2013年	2027年	269.12	—	0.039
欧州投資銀行(31.785)	ユーロ	2011年	2021年	—	269.12	変動(第1トラン シェ：6ヶ月 EURIBOR+0.341%、 第2トランシェ： 6ヶ月 EURIBOR+1.27%)
欧州投資銀行(31.786)	ユーロ	2011年	2021年	—	504.60	変動(第1トラン シェ：6ヶ月 EURIBOR+0.341%、 第2トランシェ： 6ヶ月 EURIBOR+1.27%)
欧州投資銀行(31.788)	ユーロ	2012年	2020年	—	84.10	変動(6ヶ月 EURIBOR+1.22%)
欧州投資銀行(31.788)	ユーロ	2012年	2027年	109.02	—	0.042
欧州投資銀行(82.117-01)	ユーロ	2013年	2027年	201.84	—	0.039
欧州投資銀行(82.824)	ユーロ	2013年	2028年	322.94	—	0.069

	通貨	発行年	満期年	元本金額 (単位：百万ドル)		利率(1) (%)
				固定利率	変動利率	
欧州投資銀行(82.117-03)	ユーロ	2015年	2035年	217.47	—	0.00
欧州投資銀行(82.825)	ユーロ	2013年	2028年	329.67	—	0.069
欧州投資銀行(83.450)	ユーロ	2015年	2030年	134.56	—	0.00
欧州投資銀行(84.252)	ユーロ	2015年	2030年	—	583.10	変動(6ヶ月 EURIBOR-0.027%)
欧州投資銀行(84.361)	ユーロ	2016年	2031年	784.94	—	0.041
欧州投資銀行(84.627)	ユーロ	2015年	2030年	—	470.96	変動(6ヶ月 EURIBOR-0.026%)
欧州投資銀行(84.726)	ユーロ	2016年	2041年	87.46	—	0.011
欧州投資銀行(85.057)	ユーロ	2016年	2031年	145.77	—	0.011
欧州投資銀行(87.473)	ユーロ	2017年	2028年	342.01	—	0.761
欧州投資銀行(87.474)	ユーロ	2017年	2028年	476.57	—	0.761
欧州投資銀行(87.502)	ユーロ	2017年	2028年	470.96	—	1.341
欧州投資銀行(87.853)	ユーロ	2018年	2034年	145.77	—	0.028
欧州投資銀行(88.145)	ユーロ	2019年	2030年	101.70	—	0.227
欧州投資銀行(89.147)	ユーロ	2019年	2029年	190.63	—	0.172
欧州投資銀行(90.646)	ユーロ	2019年	2029年	342.01	—	0.172
世界銀行(7358)	ユーロ	2006年	2020年	—	7.89(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.52%)
世界銀行(7384)	ユーロ	2006年	2021年	—	24.84(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.52%)
世界銀行(7436)	ユーロ	2007年	2021年	—	44.28(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.52%)
世界銀行(7626)	ユーロ	2008年	2038年	—	830.91(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+0.52%)
世界銀行(77330)	ユーロ	2009年	2039年	—	874.64(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(79490)	ユーロ	2010年	2030年	—	905.48(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(80700)	ユーロ	2011年	2031年	—	841.00(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(81860)	ユーロ	2012年	2032年	—	841.00(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(82730)	ユーロ	2013年	2031年	—	1,031.63(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(83840)	ユーロ	2014年	2042年	—	784.94(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(85220)	ユーロ	2015年	2045年	—	1,024.44(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
世界銀行(8524)	ユーロ	2016年	2023年	—	92.47(3)	変動(6ヶ月 LIBOR+可変型スプレッド)
欧州開発銀行評議会(1497-1)	ユーロ	2005年	2020年	—	0.56(3)	変動(6ヶ月 EURIBOR+0.07%)
欧州開発銀行評議会(1497-2)	ユーロ	2005年	2020年	—	0.28(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.06%)
欧州開発銀行評議会(1497-3)	ユーロ	2006年	2021年	3.92(3)	—	4.29
欧州開発銀行評議会(1535-1)	ユーロ	2008年	2033年	—	0.87(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.09%)

	通貨	発行年	満期年	元本金額 (単位：百万ドル)		利率(1) (%)
				固定利率	変動利率	
欧州開発銀行評議会(1535-2)	ユーロ	2009年	2024年	—	2.80(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.81%)
欧州開発銀行評議会(1535-3)	ユーロ	2010年	2025年	—	4.71(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.51%)
欧州開発銀行評議会(1535-4)	ユーロ	2012年	2032年	—	5.83(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+1.63%)
欧州開発銀行評議会(1535-5)	ユーロ	2012年	2027年	—	16.15(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+1.06%)
欧州開発銀行評議会(1535-6)	ユーロ	2013年	2033年	—	41.86(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.89%)
欧州開発銀行評議会(1535-7)	ユーロ	2014年	2034年	—	44.85(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.71%)
欧州開発銀行評議会(1535-8)	ユーロ	2015年	2035年	—	56.07(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.39%)
欧州開発銀行評議会(1535-9)	ユーロ	2016年	2031年	—	20.28(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.39%)
欧州開発銀行評議会(1535-10)	ユーロ	2019年	2034年	—	1.12(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.17%)
欧州開発銀行評議会(1866-1)	ユーロ	2017年	2036年	—	15.70(3)	変動(3ヶ月 EURIBOR+0.38%)
欧州開発銀行評議会(1866-2)	ユーロ	2018年	2038年	22.43(3)	—	1.46%
合計				58,217.16	9,425.48	

出典：財務省

注記：

- (1) 対外債務の変動利率は多くの異なる基準をもとに定期的に調整される。
- (2) 国際金融機関に対して支払うべき対外債務は、原則としてローンの全期間にわたり分割払いをすることが可能であるが、その他の債務は満期での一括払いのみ可能である。
- (3) 2019年12月31日現在の為替相場

* LIBORベース可変型スプレッド・ローン — 関連利率決定日における各通貨の6ヶ月LIBORに基づく。

潜在的国庫対外債務返済予測

以下の表は、当該年度の中・長期国庫対外債務に関する2020年3月31日現在の返済予測を債権者別に示している。表のデータにおいては、既存債務の借換えは想定されていない。

	(単位：百万ユーロ)					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年以降
元本支払	6,618	6,006	3,225	2,440	5,864	25,693
ローン	1,368	1,306	1,198	940	954	8,883
国際機関	1,368	1,306	1,198	940	954	8,883
その他	0	0	0	0	0	0
債券	5,334	7,159	4,760	3,322	6,732	20,145
利息支払	855	1,328	1,099	899	769	3,414
ローン	78	97	85	74	64	355
国際機関	78	97	85	74	64	355
その他	0	0	0	0	0	0
債券	777	1,230	1,013	825	705	3,059
債務返済合計	7,858	9,593	7,071	5,166	8,462	32,397
ローン	1,446	1,403	1,283	1,014	1,018	9,238
国際機関	1,446	1,403	1,283	1,014	1,018	9,238
その他	0	0	0	0	0	0
債券	6,111	8,389	5,773	4,147	7,437	23,204

出典：財務省

債務不履行

現在ポーランドは、国外のいかなる債権者に対しても債務不履行に陥っていない。

国庫の偶発債務

以下の表は、国庫が負担した保証債務から生じた偶発債務を示している。

(単位：千ズウォティ)

	2016年	2017年	2018年	2019年
国内の保証債務	28,978,225.5	26,301,187.4	11,692,416.7	11,355,697.5
海外の保証	95,535,457.1	90,577,360.3	97,106,247.8	100,015,623.0
国庫の偶発債務合計	124,513,682.6	116,878,547.7	108,798,664.5	111,371,320.5

出典：財務省

2019年末現在、最高額の偶発債務は、国道基金（NRF）に関する投資資金調達のために生じたBGKの保証債務に関連するもの（841.17億ズウォティ）であった。これに次ぐ高額のエクスポージャーは、NRFからの支払金および自動車道路プロジェクトに関する営業権取得者の債務のファイナンスに関する発行済みの保証に関連するもの（128.26億ズウォティ）であった。3番目に高額の偶発債務は、PKP Polskie Linie Kolejowe S.A.（ポーランド国鉄のインフラ運営部門）の債務に対する保証に関連するもの（117.51億ズウォティ）であった。

保証に起因する偶発債務額は、2017年および2018年に減少した。偶発債務額の減少は、主に債務者による金融債務の返済に起因している。2019年末現在、偶発債務額は、新たな保証債務の発行により、2018年末現在と比べて2.4%増加している。

今後、BGKは既存のNRF関連債務の借換えを行う必要があり、またEUの2014年－2020年多年次財政枠組みに基づき支出されるEU資金により部分的に賄われる新規プロジェクトを開始する予定であることから、国庫保証債務額はさらに増加する見込みである。現時点では、かかる予想に関してCOVID-19が厳密にどのような影響を及ぼすかは不明である。

しかしながら、COVID-19のパンデミックによる影響の一つとして、新規偶発債務の推定額を約2,500億ズウォティとしてその他の国庫保証債務が承認されている。これらは、具体的には以下の新たな保証債務（特定部門における連結効果のない金額）である。

- ・ Polski Fundusz Rozwoju S.A.（ポーランド開発基金会社）が発行する債券に関するもの（新規国庫偶発債務額は推定1,000億ズウォティおよび利息）
- ・ 新たなCOVID-19対策基金により生じることとなるBGKの債務に関するもの（新規国庫偶発債務額は推定1,000億ズウォティおよび利息）
- ・ 新たな流動性保証基金（当該基金は、COVID-19による影響に関連してBGKが供与する保証から支払いを行うとされている。）により生じることとなるBGKの債務に関するもの（新規偶発債務額は推定約170億ズウォティ）

発行時に満期償還まで1年超であった

国庫の保証債務

2019年12月31日現在

（単位：百万ズウォティ）

	満期					
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
海外の保証債務	3,292.2	3,132.9	3,250.5	3,359.9	3,304.5	3,404.6
国内の保証債務	435.2	485.5	437.3	5,687.3	1,104.7	1,380.8
合計	3,727.5	3,618.5	3,687.8	9,047.2	4,409.2	4,785.4
出典：財務省						

対外債務総額^{*}

下表は、当該年度におけるポーランドの対外債務総額の詳細を債務者別に示したものである。下表において、対外債務総額とは、ある特定の時点においてポーランドの居住者が有する、非居住者への元本の返済（利息の有無を問わない。）または利息の支払い（元本の有無を問わない。）に係る実行済みの契約上の債務の残高（かかる債務がいずれの通貨建てであるかを問わない。）をいう。

対外債務には、企業間ローン、非居住者がポーランドの銀行に有する当座預金および定期預金、非居住者の証券投資家が保有する債券、貿易信用ならびにその他のローンおよび信用（ファイナンシャル・リースを含む。）（通貨を問わない。）が含まれる。

2019年末の対外債務総額は、3,119.80億ユーロであった。当初満期日ベースで、短期対外債務は対外債務総額の25.8%を占め、かかる債務はすべて外貨準備によってカバーされた。一般政府部門の対外債務がポーランドの対外債務総額に占める割合は、32.9%となった。企業部門（直接投資を含む。）は対外債務総額の47.9%となった。

^{*} 対外債務は、IMFの国際収支・国際投資ポジションマニュアル第6版（BPM6）に概説される新たな基準に基づいて表示されている。

以下の表は、当該年度におけるポーランドの対外債務を債務者別に示している。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
通貨当局	5,007	20,229	9,233	10,996	12,392
その他の投資	5,007	20,229	9,233	10,996	12,392
特別引出権(SDR)、割当	1,656	1,672	1,553	1,584	1,612
ローン	0	0	0	0	0
通貨性預金	3,329	18,271	7,650	9,412	10,780
その他の債務	22	286	30	0	0
中央および地方政府	124,817	120,611	122,298	113,581	102,753
債務証券	103,516	99,453	101,621	93,720	83,613
債券および手形	103,516	99,453	101,621	93,720	83,613
金融市場商品	0	0	0	0	0
その他の投資	21,301	21,158	20,677	19,861	19,140
貿易信用	8	9	20	10	11
ローン	21,249	21,038	20,569	19,794	19,069
その他の債務	44	111	88	57	60
銀行	50,008	48,488	49,267	48,883	47,442
債務証券	1,495	2,891	5,456	7,874	9,361
債券および手形	1,495	2,891	5,456	7,874	9,361
金融市場商品	0	0	0	0	0
その他の投資	48,513	46,597	43,811	41,009	38,081
ローン	30,182	29,051	23,390	23,244	21,070
通貨性預金	16,566	16,204	18,925	16,442	16,061
その他の債務	1,765	1,342	1,496	1,323	950
その他の部門	49,197	50,707	56,256	57,750	65,412
債務証券	1,266	1,118	2,476	2,453	2,835
債券および手形	1,265	1,116	2,471	2,444	2,826
金融市場商品	1	2	5	9	9
その他の投資	47,931	49,589	53,780	55,297	62,577
通貨性預金	83	6	16	11	0
貿易信用	12,879	14,310	15,844	16,625	17,493
ローン	33,940	33,837	36,307	37,039	41,948
保険責任準備金	292	425	503	521	565
その他の債務	737	1,011	1,110	1,101	2,571
直接投資：企業間貸付	74,091	80,269	82,662	83,432	83,981
直接投資家から直接投資企業	29,932	33,091	35,575	38,071	40,655
直接投資企業から直接投資家	6,128	7,007	6,570	6,493	4,558
関連企業間	38,031	40,171	40,517	38,868	38,768
対外債務総額	303,120	321,304	319,716	314,642	311,980
出典：NBP					

(7) 【その他】

該当なし。

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当なし。

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当なし。